

大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製  
突合せ溶接式継手に対する調査開始の件（平成  
29年財務省告示第86号）で告示した関税定  
率法（明治43年法律第54号）第8条第5  
項の調査に係る仮の決定の基礎となる事実



## 目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄及び型式	- 1 -
1-1-3 特徴	- 1 -
1-1-4 供給者及び供給国	- 1 -
1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1-2-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 1 -
1-2-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 1 -
1-3 調査の対象とした事項の概要	- 2 -
1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 2 -
1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 2 -
1-4 調査開始の経緯	- 2 -
1-4-1 課税申請	- 2 -
1-4-2 調査開始の決定	- 3 -
1-5 調査開始後の経緯	- 4 -
1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況	- 4 -
1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等	- 5 -
1-5-1-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等	- 9 -
1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等	- 10 -
1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等	- 12 -
1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等	- 13 -
1-5-2 質問状回答書の不備等に対する確認	- 14 -
1-5-3 追加質問状の送付等	- 17 -
1-5-3-1 追加質問状の送付及び回答	- 17 -
1-5-3-2 追加質問状回答書等の不備に対する確認事項の送付	- 17 -
1-5-4 代替国に係る選定通知の送付等	- 19 -
1-5-4-1 代替国に係る選定通知（1回目）	- 19 -
1-5-4-2 代替国に係る選定通知（2回目）	- 20 -
1-5-4-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等	- 22 -
1-5-5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 24 -
1-5-5-1 証拠の提出及び証言	- 24 -
1-5-5-2 対質の申出	- 24 -
1-5-5-3 意見の表明	- 24 -

1-5-5-4	情報の提供	- 25 -
1-5-6	現地調査	- 25 -
1-5-6-1	供給者及び本邦生産者に対する現地調査の実施	- 25 -
1-5-6-2	供給者及び本邦生産者に対する現地調査後の手続	- 26 -
1-6	秘密の情報	- 26 -
1-7	証拠等の閲覧	- 27 -
1-8	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	- 27 -
1-9	知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 29 -
2	不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 30 -
2-1	総論	- 30 -
2-1-1	調査対象貨物	- 30 -
2-1-2	調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 30 -
2-1-3	不当廉売差額の基本的考え方	- 30 -
2-1-4	正常価格の算出の基本的考え方	- 31 -
2-1-5	中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方	- 31 -
2-1-6	特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方	- 32 -
2-1-7	市場経済の条件が浸透している事実に関する検討	- 32 -
2-1-8	代替国手続に係る意見の表明	- 32 -
2-1-9	市場経済の条件が浸透している事実に関する結論	- 32 -
2-1-10	輸出価格の算出の基本的考え方	- 33 -
2-1-11	端数処理の基本的考え方	- 33 -
2-2	韓国の供給者	- 33 -
2-2-1	泰光バンド	- 34 -
2-2-1-1	正常価格	- 34 -
2-2-1-2	本邦向け輸出価格	- 35 -
2-2-1-3	通貨の換算	- 35 -
2-2-1-4	不当廉売差額率	- 36 -
2-2-2	和珍 PF	- 36 -
2-2-2-1	供給者	- 36 -
2-2-2-2	正常価格	- 36 -
2-2-2-3	本邦向け輸出価格	- 38 -
2-2-2-4	通貨の換算	- 38 -
2-2-2-5	不当廉売差額率	- 38 -
2-2-3	供給者質問状への回答を提出したが、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて不当廉売差額率を算出した供給者	- 38 -
2-2-3-1	不当廉売差額率	- 38 -
2-2-4	その他の韓国の供給者	- 39 -
2-2-4-1	不当廉売差額率	- 39 -
2-2-5	韓国の供給者の不当廉売差額率	- 39 -
2-3	中国の供給者	- 40 -
2-3-1	中国の供給者	- 40 -
2-3-2	代替国候補の選定	- 41 -

2-3-3	代替国の正常価格	- 43 -
2-3-4	本邦向け輸出価格	- 43 -
2-3-5	通貨の換算	- 43 -
2-3-6	中国の供給者の不当廉売差額率	- 44 -
2-4	不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論	- 44 -
3	不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 45 -
3-1	同種の貨物の検討	- 45 -
3-1-1	物理的及び化学的特性	- 45 -
3-1-2	製造工程	- 45 -
3-1-3	流通経路	- 46 -
3-1-4	価格の決定方法	- 46 -
3-1-5	用途	- 46 -
3-1-6	代替性	- 46 -
3-1-7	貿易統計上の分類	- 47 -
3-1-8	同種の貨物の検討についての結論	- 47 -
3-2	本邦の産業	- 47 -
3-3	累積的な評価	- 49 -
3-3-1	累積的な評価	- 49 -
3-3-2	当該輸入貨物の供給国、不当廉売差額、輸入量及び競争状態	- 49 -
3-3-2-1	当該輸入貨物の供給国	- 49 -
3-3-2-2	当該輸入貨物の不当廉売差額	- 49 -
3-3-2-3	当該輸入貨物の輸入量	- 50 -
3-3-2-4	原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間の競争状態	- 50 -
3-3-3	結論	- 51 -
3-4	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 51 -
3-4-1	当該輸入貨物の輸入量	- 52 -
3-4-2	当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 53 -
3-4-3	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論	- 54 -
3-5	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響	- 55 -
3-5-1	マクロ指標	- 55 -
3-5-1-1	生産高（生産量）	- 55 -
3-5-1-2	生産能力・操業度（稼働率）	- 55 -
3-5-1-3	在庫	- 56 -
3-5-1-4	販売及び市場占拠率	- 57 -
3-5-2	ミクロ指標	- 57 -
3-5-2-1	利潤	- 57 -
3-5-2-2	投資及び投資収益	- 58 -
3-5-2-3	資金流出入（キャッシュフロー）	- 59 -
3-5-2-4	資金調達能力	- 60 -

3-5-2-5	雇用	- 60 -
3-5-2-6	賃金	- 60 -
3-5-2-7	生産性	- 61 -
3-5-2-8	成長	- 62 -
3-5-2-9	国内価格に影響を及ぼす要因	- 62 -
3-5-2-10	不当廉売価格差の大きさ	- 64 -
3-5-3	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論	- 66 -
3-6	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論	- 66 -
4	因果関係	- 68 -
4-1	当該輸入貨物の輸入による影響	- 68 -
4-2	当該輸入貨物以外による影響	- 68 -
4-2-1	第三国からの輸入の量及び価格	- 68 -
4-2-2	第三国からの輸入の量及び価格についての検討	- 71 -
4-2-2-1	第三国からの輸入の量及び価格に係る結論	- 74 -
4-2-3	需要の減少又は消費態様の変化	- 74 -
4-2-3-1	需要の変化	- 74 -
4-2-3-2	消費態様の変化	- 75 -
4-2-3-3	需要の減少又は消費態様の変化の結論	- 75 -
4-2-4	外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行、並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争	- 75 -
4-2-5	技術の進歩	- 76 -
4-2-6	本邦の産業の輸出実績	- 76 -
4-2-7	本邦の産業の生産性	- 76 -
4-3	因果関係に関する結論	- 77 -
5	結論	- 77 -

## 1 総論

### 1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国

#### 1-1-1 品名

- (1) 炭素鋼製突合せ溶接式継手

#### 1-1-2 銘柄及び型式

- (2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 7307.93 号に分類される突合せ溶接式継手のうち炭素鋼製のもの。

#### 1-1-3 特徴

- (3) 流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす炭素鋼製の管状のもので、配管と突合せ溶接で接続する配管部材であり、建物、化学プラント、ガスプラント、発電所及び船舶などに設置された配管と配管を接続するために用いられる。

#### 1-1-4 供給者及び供給国

- (4) 大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

### 1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

#### 1-2-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (5) 平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで。

ただし、不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。以下「政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実）<sup>1</sup>については、生産者の会社設立の時から平成 28 年 9 月 30 日まで。

なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう<sup>2</sup>。

#### 1-2-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

<sup>1</sup> 政令第 2 条第 3 項

<sup>2</sup> 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）（以下「協定」という。）2.6

## 関する事項

(6) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで。

### 1-3 調査の対象とした事項の概要

#### 1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (7) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関して、
- (ア) 同種の貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）
  - (イ) 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
  - (ウ) これらの正常価格と本邦向け輸出価格との差額（ダンピング・マージン）
  - (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

#### 1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (8) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、
- (ア) 不当廉売された調査対象貨物の輸入量
  - (イ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業の同種の貨物の価格に及ぼす影響
  - (ウ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響
  - (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

### 1-4 調査開始の経緯

#### 1-4-1 課税申請

- (9) 平成 29 年 3 月 6 日、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項の規定による求めとして、「大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税を課することを求める書面」（以下「申請書」という。）が、株式会社ベンカン機工（以下「ベンカン機工」という。）、日本ベンド株式会社（以下「日本ベンド」という。）及び古林工業株式会社（以下「古林工業」という。）の 3 者の連名で提出された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
ベンカン機工	群馬県太田市六千石町 5 番地 1

日本ベンド	東京都大田区本羽田三丁目 14 番 21 号
古林工業	大阪府大阪市西成区津守三丁目 3 番 17 号

- (10) 申請者は、下記「**3-2 本邦の産業**」に記載のとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者で、平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月における当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の 25% 以上）<sup>3</sup>を満たしていた。

なお、調査当局は、平成 29 年 3 月 24 日、韓国政府及び中国政府に対し、かかる申請があり受領した旨を通知<sup>4</sup>した。

#### 1-4-2 調査開始の決定

- (11) 申請書を検討した結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の 50% を超えていたこと<sup>5</sup>から、調査を開始する必要があると認められたので、平成 29 年 3 月 31 日、申請書に基づく調査の開始を決定<sup>6</sup>し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められた者に対し、書面により通知<sup>7</sup>（申請書の写し（開示版）を添付）するとともに、官報で告示<sup>8</sup>した（平成 29 年 3 月 31 日財務省告示第 86 号）（以下「調査開始告示」という。）。）。

- (12) 調査開始告示において、政令第 10 条第 1 項前段及び第 10 条の 2 第 1 項前段の規定による証拠の提出及び証言、第 11 条第 1 項の規定による証拠等の閲覧、第 12 条第 1 項の規定による対質の申出、第 12 条の 2 第 1 項の規定による意見の表明並びに第 13 条第 1 項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。

(ア) 証拠の提出及び証言についての期限 平成 29 年 8 月 10 日

(イ) 証拠等の閲覧についての期限 調査終了の日

(ウ) 対質の申出についての期限 平成 29 年 9 月 11 日

(エ) 意見の表明についての期限 平成 29 年 10 月 10 日

(オ) 情報の提供についての期限 平成 29 年 9 月 11 日

また、同告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」旨を告示した。

- (13) 平成 29 年 3 月 31 日、韓国政府及び中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により

<sup>3</sup> 政令第 5 条第 1 項

<sup>4</sup> 協定 5.5

<sup>5</sup> 協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成 23 年）（以下「ガイドライン」という。） 5.(3)

<sup>6</sup> 法第 8 条第 5 項

<sup>7</sup> 政令第 8 条第 1 項

<sup>8</sup> 政令第 8 条第 1 項

通知<sup>9</sup>（申請書の写し（開示版）を添付）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、平成 29 年 4 月 11 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明<sup>10</sup>した。

なお、本件調査の開始決定に際し、同年 3 月 29 日に財務大臣から経済産業大臣に対して、及び同年 3 月 30 日に経済産業大臣から財務大臣に対して、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知<sup>11</sup>した。

## 1-5 調査開始後の経緯

### 1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況

(14) 平成 29 年 4 月 10 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者に対して、「確認票」及び「質問状」（以下、平成 29 年 4 月 10 日に送付した各質問状（調査当局のホームページに掲載し公表した当該質問状を含む）を総称して「当初質問状」という。）等を送付した。

(15) 確認票及び当初質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書の提出状況等については、「表 2 確認票及び当初質問状の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

なお、具体的には、下記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」、「1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」、「1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等」、「1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等」及び「1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。また、確認票及び当初質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、自発的な証拠の提出としてこれを受理した。

表 2 確認票及び当初質問状の送付及び回答等の状況

利害関係者等の区分	送付等の対象	確認票						当初質問状		
		回答数			うち実績あり				回答数	
		A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件	D/A %
					生産	輸出	生産	輸出		
供給者（韓国）	19	7	36.8	5	5	71.4	71.4	3	15.8	
供給者（中国）	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
（市場経済の条件が浸透している事実に関するもの）	7	0	0	0		0		0	0	

<sup>9</sup> 協定 6.1.3

<sup>10</sup> ガイドライン 6.(3)

<sup>11</sup> 政令第 18 条

輸入者	4	3	75.0	2	66.7	3	75.0
本邦生産者	4	4	100	4	100	4	100
産業上の使用者	6	6	100	4	66.7	2	33.3

(注 1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」及び「産業上の使用者」は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注 2) 質問状の回答数には、部分的な回答のみ提出した者は計上していない。

(注 3) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下 2 桁目の数字を四捨五入している。

### 1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等

(16) 平成 29 年 4 月 10 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(ア)の韓国の生産者及び輸出者 5 者並びに中国の生産者及び輸出者 5 者の計 10 者<sup>12</sup>に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か等並びに本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」、及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「供給者質問状」という。)を送付<sup>13</sup>するとともに、財務省<sup>14</sup>及び経済産業省<sup>15</sup>のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく指定した回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実 (ファクツ・アヴェイラブル) に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合があることを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、平成 29 年 4 月 27 日、下記(イ)の韓国の供給者 4 者及び中国の供給者 1 者の計 5 者に対して、並びに平成 29 年 5 月 24 日、下記(ウ)の韓国の供給者 10 者及び中国の供給者 1 者の計 11 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、供給者質問状への回答を求めた。

(ア) 平成 29 年 4 月 10 日に供給者質問状等を送付した供給者

< 韓国の供給者 >

- (a) TK Corporation (以下「泰光ベンド」という。)
- (b) Sungkwang Bend Co., Ltd. (以下「聖光ベンド」という。)
- (c) SBC Bend Co., Ltd. (以下「三光ベンド」という。)
- (d) HWAJIN PF Co., Ltd. (以下「和珍 PF」という。)
- (e) YOUNG IND. Co., Ltd. (以下「YOUNG IND」という。)

< 中国の供給者 >

<sup>12</sup> 申請書 (3.及び図表 1)

<sup>13</sup> 政令第 10 条第 2 項

<sup>14</sup> [http://www.customs.go.jp/tokusyuu/chosakamotsu\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/tokusyuu/chosakamotsu_index.htm)  
(以下、確認票及び質問状を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。)

<sup>15</sup> [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/trade-remedy/tsugite.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/tsugite.html)  
(以下、確認票及び質問状を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。)

- (f) 営口遼河機械管件有限公司 (Yingkou Liaohe Machinery & Pipe fittings Co., Ltd.) (以下「営口遼河機械管件」という。)
- (g) 営口市北方管件有限公司 (Yingkou North Pipe Fittings Co., Ltd.) (以下「営口市北方管件」という。)
- (h) 営口宝唯管件有限公司 (BNV Piping Products Co., Ltd.) (以下「営口宝唯管件」という。)
- (i) 河北聖天管件集团有限公司 (Hebei Shengtian Pipe-Fitting Group Co., Ltd.) (以下「河北聖天管件集团」という。)
- (j) 河北渤海管道设备集团有限公司 (Hebei Bohai Pipe Fitting Group Co., Ltd.) (以下「河北渤海管道設備集团」という。)

(イ) 平成 29 年 4 月 27 日に調査開始決定の通知を送付した供給者  
 < 韓国の供給者 >

- (a) Pipe Bank Co.,Ltd. (以下「Pipe Bank」という。)
- (b) HASUNG Co.,Ltd. (以下「河星」という。)
- (c) KYEONG NAM BEND Co., Ltd. (以下「慶南」という。)
- (d) PILS Co., Ltd. (以下「PILS」という。)

< 中国の供給者 >

- (e) APCO PIPE FITTINGS Co.,Ltd. (以下「APCO PIPE FITTINGS」という。)

(ウ) 平成 29 年 5 月 24 日に調査開始決定の通知を送付した供給者  
 < 韓国の供給者 >

- (a) DG BEND
- (b) SUNGJIN BEND
- (c) NAMSUNG SANUP
- (d) WONNAM BEND
- (e) GUKYONG SANUP
- (f) YOUNGSHIN BEND
- (g) ILSUNG BEND
- (h) JONGHWA BEND
- (i) KUM KANG INDUSTRIAL CO., LTD. (以下「KUM KANG INDUSTRIAL」という。)
- (j) SHK Co., Ltd. (以下「SHK」という。)

< 中国の供給者 >

- (k) 江陰中南重工股份有限公司 (Jiangyin ZhongNan Heavy Industry Holdings Co., Ltd.) (以下「江陰中南重工」という。)

(17) 確認票に関して、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である平成 29 年 4 月 24 日までに、上記(16)(ア)の供給者 10 者のうち 4 者<sup>16</sup>から、また、当該提出期限後に、同(イ)の調査開始後に調査当局が知り得た供給者 5 者のうち 2 者<sup>17</sup>から、確認票回答の提出があった。

<sup>16</sup> 泰光バンド、聖光バンド、三光バンド、和珍 PF

<sup>17</sup> 河星、慶南

また、同(ウ)の調査開始後に調査当局が知り得た供給者 11 者のうち 1 者<sup>18</sup>から、確認票回答の提出期限である平成 29 年 6 月 7 日までに、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 7 者に関して、7 者全てから調査対象期間中に調査対象貨物の生産又は輸出の実績がある旨、及び 7 者のうち 5 者<sup>19</sup>から本邦への輸出実績がある旨、並びに 7 者全てから本調査へ協力する旨の回答があった。

- (18) 供給者質問状の調査項目 B から G に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 29 年 5 月 10 日までに、上記(16)(ア)の供給者で本調査に協力を表明した 4 者のうち 3 者<sup>20</sup>から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

なお、他の供給者からは、供給者質問状回答書の提出期限の延長の申出は無かった。

- (19) 供給者質問状に関して、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である平成 29 年 5 月 17 日までに、上記(16)(ア)の供給者で本調査に協力を表明した 4 者のうち 3 者<sup>21</sup>から調査項目 A に係る回答書の提出があった。

- (20) 供給者質問状の調査項目 B から G に係る回答書について、回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 29 年 5 月 31 日までに、上記(18)に記載の回答書の提出期限の延長の申出があった供給者のうち泰光バンドから調査項目 B、C 及び E に係る回答書の提出が、聖光バンドから調査項目 B から F に係る回答書の提出が、並びに和珍 PF から調査項目 B、C、E 及び F に係る回答書の提出があった。

- (21) なお、当初質問状回答書の提出期限後である同年 6 月 19 日、上記(16)(ア)の供給者で本調査に協力を表明した他の 1 者<sup>22</sup>から当初質問状回答書の様式のみ提出があったが、調査当局は、同年 6 月 29 日、当該回答については提出期限を大幅に超過し、質問項目のほとんどに回答されていないことから、質問状の回答を提出したとは認められない旨を通知した。

また、同年 8 月 9 日に、上記(16)(イ)の供給者のうち、河星から調査項目 B に係る回答書の提出が、慶南から調査項目 B 及び C に係る回答書の提出があったが、調査当局は、同年 8 月 14 日、当該回答については提出期限を大幅に超過し、また、提出延長の申出も一切なかったことから質問状の回答を提出したとは認められない旨を通知した。

- (22) 供給者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

**表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況**

供給者名	確認票・質問状等の送付等の日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	質問状回答日(調査項目 A)	質問状回答延長要望(調査項目 B～G)	質問状回答日(調査項目 B～G)
(ア) 平成 29 年 4 月 10 日に質問状等を送付した供給者						

<sup>18</sup> SHK

<sup>19</sup> 泰光バンド、三光バンド、河星、慶南、SHK

<sup>20</sup> 泰光バンド、聖光バンド、和珍 PF

<sup>21</sup> 泰光バンド、聖光バンド、和珍 PF

<sup>22</sup> 三光バンド

(a) 泰光バンド	4/10	4/24	生産 有 輸出 有 協力する	5/17	4/28	5/31
(b) 聖光バンド	4/10	4/24	生産 有 輸出 無 協力する	5/17	5/10	5/31
(c) 三光バンド	4/10	4/24	生産 有 輸出 有 協力する	6/19 (期限外) (一部)	—	回答無し
(d) 和珍 PF	4/10	4/24	生産 有 輸出 無 協力する	5/17	5/10	5/31
(e) YOUNG IND	4/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) 営口遼河機械管件	4/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(g) 営口市北方管件	4/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) 営口宝唯管件	4/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(i) 河北聖天管件集団	4/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) 河北渤海管道設備集団	4/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(イ) 平成 29 年 4 月 27 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) Pipe Bank	4/27	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) 河星	4/27	8/9 (期限外)	生産 無 輸出 有 協力する	8/9 (期限外) (一部)	—	8/9 (期限外) (一部)
(c) 慶南	4/27	8/9 (期限外)	生産 有 輸出 有 協力する	8/9 (期限外) (一部)	—	8/9 (期限外) (一部)
(d) PILS	4/27	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(e) APCO PIPE FITTINGS	4/27	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ウ) 平成 29 年 5 月 24 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) DG BEND	5/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) SUNGJIN BEND	5/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(c) NAMSUNG SANUP	5/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(d) WONNAM BEND	5/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(e) GUKYONG SANUP	5/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) YOUNGSHIN BEND	5/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(g) ILSUNG BEND	5/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) JONGHWA BEND	5/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(i) KUM KANG INDUSTRIAL	5/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) SHK	5/24	6/7	生産 無 輸出 有 協力する	回答無し	—	回答無し
(k) 江陰中南重工	5/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

**1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等**

(23) 平成 29 年 4 月 10 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(16)(ア)(f)~(j)の中国の生産者及び輸出者 5 者<sup>23</sup>に対し、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票」、及び「中国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状」（以下「市場経済質問状」という。）を送付<sup>24</sup>するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、指定した回答期限内に回答しない場合は、日本国政府は、当該生産者が行う同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが明確に示されなかったものと判断し、当該生産者の正常価格は、  
 (ア) 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、  
 (イ) 代替国から輸出される調査対象貨物と同種の貨物の販売価格、又は  
 (ウ) 代替国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に、当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般経費の額を加えた価格  
 のいずれかが使用されることがある旨<sup>25</sup>を明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、平成 29 年 4 月 27 日、上記(16)(イ)(e)の 1 者に対して、及び平成 29 年 5 月 24 日、上記(16)(ウ)(k)の 1 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、市場経済質問状への回答を求めた。

(24) 確認票に関して、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限までに、上記(16)(ア)、(イ)及び(ウ)の中国の供給者 7 者全てから、確認票回答の提出はなかった。

(25) 市場経済質問状に関して、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限までに、上記(16)(ア)(イ)及び(ウ)の中国の供給者 7 者全てから、質問状回答の提出はなかった。

(26) 市場経済質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

**表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況**

供給者名	確認票・質問状等の送付等の日	確認票回答日	生産の実績	質問状回答日(調査項目 A)	質問状回答延長要望(調査項目 B~E)	質問状回答日(調査項目 B~E)
(ア) 平成 29 年 4 月 10 日に質問状等を送付した供給者						
(a) 営口遼河機械管件	4/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) 営口市北方管件	4/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(c) 営口宝唯管件	4/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

<sup>23</sup> 申請書 (3.及び図表 1)

<sup>24</sup> 政令第 10 条第 2 項

<sup>25</sup> 政令第 2 条第 3 項

(d) 河北聖天管件集団	4/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(e) 河北渤海管道設備集団	4/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(イ) 平成 29 年 4 月 27 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) APCO PIPE FITTINGS	4/27	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ウ) 平成 29 年 5 月 24 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) 江陰中南重工	5/24	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

### 1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等

(27) 平成 29 年 4 月 10 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た下記(ア)の 3 者<sup>26</sup>に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」、及び「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」(以下「輸入者質問状」という。)を送付<sup>27</sup>するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクト・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う<sup>28</sup>ことを明示した。

なお、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合があることを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者について、平成 29 年 4 月 27 日、下記(イ)の輸入者 1 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、輸入者質問状への回答を求めた。

(ア) 平成 29 年 4 月 10 日に輸入者質問状等を送付した輸入者

- (a) 株式会社メタルワン鋼管(以下「メタルワン鋼管」という。)
- (b) 株式会社浅井(以下「浅井」という。)
- (c) 山陽工業株式会社(以下「山陽工業」という。)

(イ) 平成 29 年 4 月 27 日に調査開始決定の通知を送付した輸入者

- (a) 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社(以下「住友重機械マリンエンジニアリング」という。)

(28) 確認票に関して、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である平成 29 年 4 月 24 日までに、上記(27)(ア)の輸入者 3 者全てから確認票回答の提出があった。

なお、上記(27)(イ)の調査開始後に調査当局が知り得た輸入者 1 者からは、確認票回答の提出はなかった。

これら確認票回答の提出があった 3 者のうち 2 者<sup>28</sup>から調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がある旨、及び 3 者全てから本調査へ協力する旨の回答があった。

<sup>26</sup> 申請書(8.及び図表 2)

<sup>27</sup> 政令第 10 条第 2 項

<sup>28</sup> メタルワン鋼管、山陽工業

また、上記(27)(ア)の輸入者のうち1者<sup>29</sup>については、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がない旨の回答<sup>30</sup>があったことから、本件調査の対象外になるものとして、利害関係者として取り扱わないこととした。

- (29) 輸入者質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 29 年 5 月 10 日までに、上記(27)(ア)の輸入者で本調査に協力を表明した 3 者のうち 2 者<sup>31</sup>から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

なお、他の輸入者からは輸入者質問状回答書の提出期限の延長の申出は無かった。

- (30) 輸入者質問状に関して、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である平成 29 年 5 月 17 日までに、上記(27)(ア)の輸入者で本調査に協力を表明した 3 者のうち 2 者<sup>32</sup>から調査項目 A に係る回答書の提出があった。

また、当該提出期限後に上記(27)(イ)の 1 者から、調査項目 A から E に係る回答書の提出があった。

- (31) 輸入者質問状の調査項目 B から E に係る回答書について、回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 29 年 5 月 31 日までに、上記(29)に記載の回答書の提出期限の延長の申出があった輸入者のうち 1 者<sup>33</sup>から調査項目 B から E に係る回答書の提出があった。

さらに、当該提出期限後に、上記(27)(ア)の輸入者のうち 1<sup>34</sup>者から調査項目 B から E に係る回答書の提出があった。

- (32) 輸入者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

**表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況**

輸入者名	確認票・質問状等の送付等の日	確認票回答日	輸入実績及び協力可否	質問状回答日(調査項目 A)	質問状回答延長要望(調査項目 B~E)	質問状回答日(調査項目 B~E)
(ア) 平成 29 年 4 月 10 日に質問状等を送付した輸入者						
(a) メタルワン鋼管	4/10	4/24	輸入 有 協力する	5/17	4/27	5/31
(b) 浅井	4/10	4/24	輸入 無 協力する	回答無し	—	回答無し
(c) 山陽工業	4/10	4/21	輸入 有 協力する	5/17	5/2	6/5 (期限外)
(イ) 平成 29 年 4 月 27 日に調査開始決定の通知を送付した輸入者						
(a) 住友重機械マリンエンジ	4/27	回答無し	—	6/2	—	6/2

<sup>29</sup> 浅井

<sup>30</sup> 輸入者確認票(浅井)

<sup>31</sup> メタルワン鋼管、山陽工業

<sup>32</sup> メタルワン鋼管、山陽工業

<sup>33</sup> メタルワン鋼管

<sup>34</sup> 山陽工業

ニアリング				(期限外)		(期限外)
-------	--	--	--	-------	--	-------

#### 1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等

(33) 平成 29 年 4 月 10 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た下記(ア)の 3 者<sup>35</sup>に対し、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「本邦の生産者に対する質問状」(以下「本邦生産者質問状」という。)を送付<sup>36</sup>するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者について、平成 29 年 4 月 19 日、下記(イ)の本邦生産者 1 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、財務省及び経済産業省のホームページに掲載の確認票及び本邦生産者質問状を入手の上、回答するよう求めた。

(ア) 平成 29 年 4 月 10 日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者

- (a) ベンカン機工
- (b) 日本ベンド
- (c) 古林工業

(イ) 平成 29 年 4 月 19 日に調査開始決定の通知を送付した本邦生産者

- (a) 東北パイプターン工業株式会社(以下「東北パイプターン工業」という。)

(34) 確認票に関して、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である平成 29 年 4 月 24 日までに、上記(33)(ア)の本邦生産者 3 者のうち 2 者<sup>37</sup>から、また、同(イ)の調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者 1 者から、確認票回答の提出があった。

また、確認票回答の提出期限後に、同(ア)の本邦生産者 1 者から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 4 者全てから調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨及び本調査へ協力する旨の回答があった。

なお、この際、上記(33)(ア)の本邦生産者 3 者のうち 1 者<sup>38</sup>については、確認票の回答に不備多数のため、調査当局から当該書面の再提出を指示し、確認票回答が再提出された。

(35) 本邦生産者質問状の調査項目 B から G に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 29 年 5 月 10 日までに、上記(33)(ア)の本邦生産者で本調査に協力を表明した 3 者<sup>39</sup>全てから提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを

<sup>35</sup> 申請書(1.)

<sup>36</sup> 政令第 10 条第 2 項

<sup>37</sup> ベンカン機工、日本ベンド

<sup>38</sup> 古林工業

<sup>39</sup> ベンカン機工、日本ベンド、古林工業

認めた。

また、当該延長要望の提出期限後に、上記(33)(イ)の調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者 1 者から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

なお、この際、上記(33)(ア)の本邦生産者 3 者のうち 1 者<sup>40</sup>については、延長要望の書面に不備多数のため、調査当局から当該書面の再提出を指示し、上記提出期限後に延長要望が再提出された。

- (36) 本邦生産者質問状に関して、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である平成 29 年 5 月 17 日までに、本調査に協力を表明した本邦生産者 4 者全てから調査項目 A に係る回答書の提出があった。
- (37) 本邦生産者質問状の調査項目 B から G に係る回答書について、回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 29 年 5 月 31 日までに、本邦生産者 4 者全てから調査項目 B から G に係る回答書の提出があった。
- (38) 本邦生産者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

**表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況**

本邦生産者名	確認票・質問状等の送付等の日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	質問状回答日(調査項目 A)	質問状回答延長要望(調査項目 B~G)	質問状回答日(調査項目 B~G)
(ア) 平成 29 年 4 月 10 日に質問状等を送付した本邦生産者						
(a) ベンカン機工	4/10	4/20	生産 有 協力する	5/17	5/10	5/31
(b) 日本ベンド	4/10	4/21	生産 有 協力する	5/12	5/8	5/31
(c) 古林工業	4/10	4/25 (期限外) 5/16	生産 有 協力する	5/17	5/9 5/12	5/31
(イ) 平成 29 年 4 月 19 日に調査開始決定の通知を送付した本邦生産者						
(a) 東北パイプターン工業	4/19	4/24	生産 有 協力する	5/17	5/11 (期限外)	5/30

#### 1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等

- (39) 平成 29 年 4 月 10 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 6 者<sup>41</sup>に対し、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「産業上の使用者に対する質問状」(以下「産業上の使用者質問状」という。)を送付<sup>42</sup>するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

<sup>40</sup> 古林工業

<sup>41</sup> 申請書 (8.及び図表 3)。ただし、山陽工業は、輸入者として管理した。

<sup>42</sup> 政令第 13 条第 2 項

(40) 確認票に関して、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である平成 29 年 4 月 24 日までに、上記(39)の産業上の使用者 6 者のうち 5 者<sup>43</sup>から、また、当該提出期限後に、他の産業上の使用者 1 者<sup>44</sup>から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 6 者のうち 4 者<sup>45</sup>から調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨、及び 4 者<sup>46</sup>から本調査へ協力する旨の回答があった。

(41) 産業上の使用者質問状に関して、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である平成 29 年 5 月 17 日までに、本調査に協力を表明した産業上の使用者 4 者のうち 2 者<sup>47</sup>から回答書の提出があった。

(42) 産業上の使用者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

**表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況**

産業上の使用者名	確認票・質問状等送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	質問状回答日
(ア) 平成 29 年 4 月 10 日に質問状等を送付した産業上の使用者				
(a) 今治造船株式会社	4/10	4/24	購入 有 協力する	5/16
(b) 三井造船株式会社	4/10	4/24	購入 有 協力する	5/17
(c) 川崎重工業株式会社	4/10	4/26 (期限外)	購入 無	—
(d) 三井化学株式会社	4/10	4/24	購入 無	—
(e) 住友重機械工業株式会社	4/10	4/24	購入 有 協力する	—
(f) JX エネルギー株式会社	4/10	4/21	購入 有 協力する	—

### 1-5-2 質問状回答書の不備等に対する確認

(43) 供給者質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、

<sup>43</sup> 今治造船株式会社、三井造船株式会社、三井化学株式会社、住友重機械工業株式会社、JX エネルギー株式会社

<sup>44</sup> 川崎重工業株式会社

<sup>45</sup> 今治造船株式会社、三井造船株式会社、住友重機械工業株式会社、JX エネルギー株式会社

<sup>46</sup> 今治造船株式会社、三井造船株式会社、住友重機械工業株式会社、JX エネルギー株式会社

<sup>47</sup> 今治造船株式会社、三井造船株式会社

次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思、及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）した。

この際、指定した回答期限までに不備改め版回答書の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(ア) 供給者 3 者<sup>48</sup>に対して、平成 29 年 5 月 19 日（1 回目）、6 月 8 日（2 回目）、及び 6 月 23 日（3 回目）に、それぞれ不備指摘を通知した。さらに、当該供給者 3 者のうち 1 者<sup>49</sup>に対して、6 月 30 日（4 回目）に不備指摘を通知した。

(イ) 輸入者 3 者<sup>50</sup>及び本邦生産者 4 者<sup>51</sup>に対して、平成 29 年 6 月 26 日に不備指摘を通知した。

(44) 不備指摘に対して、次のとおり、不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

(ア) 供給者に対する 1 回目の不備指摘については、回答書の提出期限である平成 29 年 5 月 31 日までに、供給者 3 者<sup>52</sup>から不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

2 回目の不備指摘については、回答書の提出期限までに供給者 1 者<sup>53</sup>から、また、当該提出期限後に供給者 2 者<sup>54</sup>から、それぞれ不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

3 回目の不備指摘のうち、著しい不備に対する不備指摘については、回答書の提出期限までに供給者 1 者<sup>55</sup>から、また、当該提出期限後に供給者 2 者<sup>56</sup>から、それぞれ不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。なお、その他の不備に対する不備指摘については、提出期限までに供給者 3 者<sup>57</sup>から、それぞれ不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

4 回目の不備指摘については、当該提出期限後に、供給者<sup>58</sup>から不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

なお、供給者 1 者<sup>59</sup>から、不備改め版回答書（3 回目）の提出期限の延長についての申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(イ) 輸入者及び本邦生産者に対する不備指摘については、回答書の提出期限である平成 29

---

48 泰光バンド、聖光バンド、和珍 PF

49 和珍 PF

50 メタルワシ鋼管、山陽工業、住友重機械マリンエンジニアリング

51 ベンカン機工、日本バンド、古林工業、東北パイプターン工業

52 泰光バンド、聖光バンド、和珍 PF

53 泰光バンド

54 聖光バンド、和珍 PF

55 泰光バンド

56 聖光バンド、和珍 PF

57 泰光バンド、聖光バンド、和珍 PF

58 和珍 PF

59 泰光バンド

年7月3日までに、輸入者1者<sup>60</sup>及び本邦生産者3者<sup>61</sup>から不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。また、当該提出期限後に、輸入者1者<sup>62</sup>及び本邦生産者1者<sup>63</sup>から不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

なお、輸入者1者<sup>64</sup>からは、不備改め版回答書の提出はなかった。

- (45) 供給者質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答の不備等に対する確認状況については、「表8 供給者、輸入者及び本邦生産者への不備指摘の通知並びに不備改め版回答書の提出状況」のとおりであった。また、期限を超過して提出された不備改め版回答書（添付資料を含む。）の回答については、自発的な証拠の提出としてこれを受理した。

**表8 供給者、輸入者及び本邦生産者への不備指摘の通知並びに不備改め版回答書の提出状況**

供給者、輸入者及び本邦生産者	不備指摘 送付日	不備改め版回答書 (添付資料を含む.) 提出日
<供給者>		
泰光バンド	5/19 (1回目) 6/8 (2回目) 6/23 (3回目)	5/31 (1回目) 6/13 (2回目) 6/28 (3回目) <sup>65</sup>
聖光バンド	5/19 (1回目) 6/8 (2回目) 6/23 (3回目)	5/31 (1回目) 6/15 (2回目) (期限外) 6/30 (3回目) (一部期限外) <sup>66</sup>
和珍 PF	5/19 (1回目) 6/8 (2回目) 6/23 (3回目) 6/30 (4回目)	5/31 (1回目) 6/15 (2回目) (期限外) 6/30 (3回目) (一部期限外) <sup>67</sup> 7/10 (4回目) (期限外)
<輸入者>		
メタルワン鋼管	6/26	7/3
山陽工業	6/26	7/5 (期限外)
住友重機械マリンエンジニアリング	6/26	—
<本邦生産者>		
ベンカン機工	6/26	7/3
日本バンド	6/26	7/3

<sup>60</sup> メタルワン鋼管

<sup>61</sup> ベンカン機工、日本バンド、東北パイプターン工業

<sup>62</sup> 山陽工業

<sup>63</sup> 古林工業

<sup>64</sup> 住友重機械マリンエンジニアリング

<sup>65</sup> 著しい不備：提出期限6月28日、その他の不備：提出期限6月30日、提出期限の延長後：7月7日

<sup>66</sup> 著しい不備：提出期限6月28日、その他の不備：提出期限6月30日

<sup>67</sup> 著しい不備：提出期限6月28日、その他の不備：提出期限6月30日

古林工業	6/26	7/4 (期限外)
東北パイプターン工業	6/26	7/3

### 1-5-3 追加質問状の送付等

#### 1-5-3-1 追加質問状の送付及び回答

(46) 平成 29 年 7 月 24 日、供給者 3 者<sup>68</sup>、輸入者 1 者<sup>69</sup>及び本邦生産者 4 者<sup>70</sup>に対して追加質問状を送付した。

この際、指定した回答期限までに追加質問状の回答書（以下「追加質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 II 並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(47) これに対して、供給者 2 者<sup>71</sup>、輸入者 1 者<sup>72</sup>及び本邦生産者 4 者<sup>73</sup>から、追加質問状回答書の提出期限である平成 29 年 8 月 7 日までに、追加質問状回答書の提出があった。

また、供給者 1 者<sup>74</sup>から、追加質問状回答書の提出期限の延長についての申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。同供給者からは、当該提出期限である平成 29 年 8 月 14 日までに、追加質問状回答書の提出があった。

#### 1-5-3-2 追加質問状回答書等の不備に対する確認事項の送付

(48) 供給者 2 者<sup>75</sup>、輸入者 1 者<sup>76</sup>及び本邦生産者 4 者<sup>77</sup>に対して、追加質問状回答書等の添付資料等の不備について、次のとおり、「「不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等に対する回答書及び添付資料等に対する調査当局からの指摘事項について」（以下「添付資料等に関する指摘事項」という。）を送付した。

この際、指定した回答期限までに添付資料等に関する指摘事項に対する確認事項の回答書の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 II 並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(ア) 供給者 1 者<sup>78</sup>に対して、平成 29 年 8 月 9 日に、添付資料等に関する指摘事項を通知した。

<sup>68</sup> 泰光ベンド、聖光ベンド、和珍 PF

<sup>69</sup> メタルワン鋼管

<sup>70</sup> ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

<sup>71</sup> 聖光ベンド、和珍 PF

<sup>72</sup> メタルワン鋼管

<sup>73</sup> ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

<sup>74</sup> 泰光ベンド

<sup>75</sup> 泰光ベンド、和珍 PF

<sup>76</sup> メタルワン鋼管

<sup>77</sup> ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

<sup>78</sup> 泰光ベンド

- (イ) 供給者 2 者<sup>79</sup>、輸入者 1 者<sup>80</sup>及び本邦生産者 4 者<sup>81</sup>に対して、平成 29 年 8 月 28 日に、それぞれ添付資料等に関する指摘事項を通知した。
- (ウ) 供給者 1 者<sup>82</sup>に対して、平成 29 年 9 月 15 日に、添付資料等に関する指摘事項を通知した。
- (49) 添付資料等に関する指摘事項に対して、次のとおり、追加質問状等回答書の添付資料等の提出があった。
- (ア) 平成 29 年 8 月 9 日付けの指摘事項については、提出期限である平成 29 年 8 月 14 日までに、当該供給者 1 者<sup>83</sup>から添付資料等が提出された。
- (イ) 平成 29 年 8 月 28 日付けの指摘事項については、提出期限である平成 29 年 9 月 4 日までに、供給者 1 者<sup>84</sup>、輸入者 1 者<sup>85</sup>及び本邦生産者 4 者<sup>86</sup>から添付資料等が提出された。  
 なお、供給者 1 者<sup>87</sup>から、添付資料等に関する指摘事項の回答書の提出期限の延長についての申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認め、延長後の提出期限である平成 29 年 9 月 5 日までに、当該供給者から添付資料等が提出された。
- (ウ) 平成 29 年 9 月 15 日付けの指摘事項については、提出期限である平成 29 年 9 月 22 日までに、当該供給者 1 者<sup>88</sup>から添付資料等が提出された。
- (50) 追加質問状の送付状況及び追加質問状回答書の回答状況、並びに添付資料等に関する指摘事項の送付及び回答書の提出状況については、「表 9 追加質問状の送付及び回答状況、並びに当該回答に対する確認事項の送付及び回答状況」のとおりであった。

**表 9 追加質問状の送付及び回答状況、並びに当該回答に対する確認事項の送付及び回答状況**

送付先	追加質問状 送付日	追加質問状 回答書 提出日	追加質問状 回答書等に対する 不備指摘の送付日	不備確認事項 への回答書の 提出日
<供給者>				
泰光バンド	7/24	8/7 8/14 (延長申請)	8/9 (1 回目) 8/28 (2 回目) 9/15 (3 回目)	8/14 (1 回目) 9/5 (2 回目) 9/22 (3 回目)
聖光バンド	7/24	8/7	—	—
和珍 PF	7/24	8/7	8/28	9/4

<sup>79</sup> 泰光バンド、和珍 PF

<sup>80</sup> メタルワン鋼管

<sup>81</sup> ベンカン機工、日本バンド、古林工業、東北パイプターン工業

<sup>82</sup> 泰光バンド

<sup>83</sup> 泰光バンド

<sup>84</sup> 和珍 PF

<sup>85</sup> メタルワン鋼管

<sup>86</sup> ベンカン機工、日本バンド、古林工業、東北パイプターン工業

<sup>87</sup> 泰光バンド

<sup>88</sup> 泰光バンド

<輸入者>				
メタルワン鋼管	7/24	8/7	8/28	9/4
<本邦生産者>				
ベンカン機工	7/24	8/7	8/28	9/1
日本ベンド	7/24	8/7	8/28	9/4
古林工業	7/24	8/7	8/28	9/4
東北パイプターン工業	7/24	8/7	8/28	9/4

#### 1-5-4 代替国に係る選定通知の送付等

(51) 同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国販売価格」という。）を用いることができる<sup>89</sup>とされている。

##### 1-5-4-1 代替国に係る選定通知（1回目）

(52) 平成 29 年 4 月 10 日、調査当局が知り得た全ての中国供給者（5 者<sup>90</sup>）、輸入者（3 者<sup>91</sup>）及び本邦生産者（3 者<sup>92</sup>）、並びに輸出国政府に対して、「大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」（以下「代替国選定 1 回目通知」という。）を通知し、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、「表 10 代替国の候補及びその選定理由」を示すとともに、意見を求めた。

また、調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者 1 者<sup>93</sup>について、平成 29 年 4 月 19 日、代替国選定 1 回目通知を送付し、意見を求めた。

表 10 代替国の候補及びその選定理由

代替国の候補	代替国候補の選定理由
タイ王国、メキシコ合衆国、トルコ共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、インド、台湾、大韓民国、スペイン王国、イタリア共和国、フランス共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アラブ首長国連邦、ドイツ連邦共和国、オーストリア共和国、アメリカ合衆国、日本国	日本国政府が調査したところ、左記 17 か国において炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

<sup>89</sup> 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国 WTO 加盟議定書」という。）及び政令第 2 条第 3 項

<sup>90</sup> 営口遼河機械管件、営口市北方管件、営口宝唯管件、河北聖天管件集団、河北渤海管道設備集団

<sup>91</sup> メタルワン鋼管、浅井、山陽工業

<sup>92</sup> ベンカン機工、日本ベンド、古林工業

<sup>93</sup> 東北パイプターン工業

(53) 代替国選定1回目通知に対して、意見の提出期限である平成29年4月24日までに、輸入者1者<sup>94</sup>から、代替国候補を不適切とする意見はない旨の意見の提出があった。

(54) 平成29年4月21日、中国政府から駐日本国中華人民共和国大使館（以下「駐日中国大使館」という。）経由で、代替国選定1回目通知に関する意見として、中国語による書面が同書面を英語に翻訳したと考えられる書面とともに提出された。

このため、調査当局から駐日中国大使館に対し、調査開始告示九（三）で「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする」と記載のとおり、「日本語訳の添付を求める」旨を連絡したが、同大使館からは、「英語訳を添付しているので、日本語訳の添付は断りたい。」との連絡があり、当該意見書面が日本語に翻訳された書面の提出はなかった。

#### 1-5-4-2 代替国に係る選定通知（2回目）

(55) 代替国選定1回目通知に係る上記の意見を踏まえ、平成29年5月29日、確認票回答から判明した利害関係者を含む調査当局が知り得た全ての中国供給者（7者<sup>95</sup>）、輸入者（4者<sup>96</sup>）及び本邦生産者（4者<sup>97</sup>）、並びに輸出国政府に対して、「大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定2回目通知」という。）を通知し、各代替国の候補における1人当たりのGNI<sup>98</sup>が中国に近い順に基づき優先順位<sup>99</sup>を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）43者を記載した「表11 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、「すべての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する。」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用する」とし、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用する」とこととする旨を明示した。

表11 代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国の候補	生産者の名称
1	メキシコ合衆国	Tecno Corporativo Industrial Sa.
		Tenaris Fittings S.A. de C.V.
2	ブラジル連邦共和国	Conforja S.A.
		Uniforja

<sup>94</sup> メタルワン鋼管

<sup>95</sup> 営口遼河機械管件、営口市北方管件、営口宝唯管件、河北聖天管件集団、河北渤海管道設備集団、APCO PIPE FITTINGS、江陰中南重工

<sup>96</sup> メタルワン鋼管、浅井、山陽工業、住友重機械マリンエンジニアリング

<sup>97</sup> ベンカン機工、日本バンド、古林工業、東北パイプターン工業

<sup>98</sup> 調査当局が収集及び分析した関係証拠「国民一人当たりのGNIによる代替国候補の優先順位リスト（Doing Business2017）」

<sup>99</sup> 日本については、調査対象貨物の輸入国であることを考慮し、優先順位を最も低くした。

3	トルコ共和国	RSA Tesisat Malzemeleri
		Sardoğan Endüstri ve Ticaret
		Unifit Boru Bağlantı Elemanları
4	タイ王国	Thai Benkan Co., Ltd.
		TTU Industrial Corp., Ltd.
		Awaji Materia(Thailand) Co., Ltd.
		Thana Lohakit Company, Co., Ltd.
5	ベトナム社会主義共和国	Benkan Viet Nam One Member Limited Liability Company
		FKK Vietnam Co.,Ltd.
6	インド	Mukesh Steel India Kalpesh Shah
		Simplex Metal & Alloys
		Metline Industries
		Ashtapad Overseas
7	台湾	Chup Hsin Enterprises Co., Ltd
		Rigid Industries Co., Ltd
		Wellgrow Industries Corp.
		Valtec Ind. Co., Ltd.
8	大韓民国	泰光ベンド
		聖光ベンド
		三光ベンド
		和珍 PF
		YOUNG IND
		慶南
9	スペイン王国	ZAFFERTEC S.L.
10	イタリア共和国	Virgilio Cena & Figli SpA
11	フランス共和国	Vallourec Fittings SA
12	アラブ首長国連邦	Rubaiya Zueaid Bldg Matl Co. (L.L.C.)
13	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	Pipes and Fittings UK Ltd
		MDS PETROCHEMICAL SUPPLIES LTD
14	ドイツ連邦共和国	Siekmann Fittings GmbH
15	オーストリア共和国	Erne Fittings GmbH
16	アメリカ合衆国	Tube Forgings of America, Inc.
		Mills Iron Works
		Hackney Ladish, Inc.
		Weldbend Corporation
17	日本国	ベンカン機工
		日本ベンド
		古林工業
		東北パイプターン工業

(56) 代替国選定 2 回目通知に対して、意見の提出はなかった。

- (57) 代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、「表 12 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況」のとおりであった。

**表 12 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況**

利害関係者名	1 回目通知		2 回目通知	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
営口遼河機械管件	4/10	—	5/29	—
営口市北方管件	4/10	—	5/29	—
営口宝唯管件	4/10	—	5/29	—
河北聖天管件集団	4/10	—	5/29	—
河北渤海管道設備集団	4/10	—	5/29	—
APCO PIPE FITTINGS	—	—	5/29	—
江陰中南重工	—	—	5/29	—
ベンカン機工	4/10	—	5/29	—
日本ベンド	4/10	—	5/29	—
古林工業	4/10	—	5/29	—
東北パイプターン工業	4/19	—	5/29	—
メタルワン鋼管	4/10	4/24	5/29	—
浅井	4/10	—	5/29	—
山陽工業	4/10	—	5/29	—
住友重機械マリンエンジニアリング	—	—	5/29	—

#### 1-5-4-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等

- (58) 平成 29 年 5 月 29 日、「表 11 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（ただし、韓国の供給者を除く）37 者に対し、調査対象期間中に炭素鋼製突合せ溶接式継手を生産したか否か及び輸出したか否か等、並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「確認票」、及び「中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国質問状」という。）を送付し、協力を求めた。

また、平成 29 年 6 月 9 日、上記 37 者以外に調査当局が新たに知り得た代替国供給者 14 者<sup>100</sup>に対し代替国質問状を送付し、協力を求めた。

<sup>100</sup> ACOTUBO INDUSTRIA E COMERCIO LTDA、AIRMARINE ENGENHARIA LTDA、PEDRO SANZ CLIMA LTDA、JOHNSON CONTROLS BE DO BRASIL LTDA、Engeman Engenharia S/A、HANSA-FLEX DO BRASIL LTDA、UNIVAL COMERCIO DE VALVULAS E ACESSORIOS INDUST. LTDA、KROMINOX ACOS E METAIS LTDA、ARTEFATOS TECNICOS DE BORRACHA LTDA、DISTRIFORTE DISTRIBUIDORA DE MATERIAIS PARA CONSTRUCAO、ITUBOMBAS LOCACAO、COMERCIO、IMPORTACAO E EXPORTACAO LT、METALLIC MATERIAIS E ACESSORIOS INDUSTRIAIS LTDA – EPP、Metal Companies Associated, S.L.、TECPESA, S.A.

- (59) これに対して、平成 29 年 5 月 29 日に送付した確認票の提出期限である平成 29 年 6 月 12 日までに、本邦に所在する代替国供給者 4 者<sup>101</sup>から確認票回答の提出があった。  
これら確認票回答の提出があった 4 者のうち 3 者<sup>102</sup>から炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産の実績がある旨、2 者<sup>103</sup>から同貨物の輸出の実績がある旨、及び 1 者<sup>104</sup>から本調査へ協力する旨の回答があった。  
また、平成 29 年 6 月 9 日に送付した全ての代替国供給者からは、確認票の提出期限である平成 29 年 6 月 23 日までに、確認票回答の提出はなかった。
- (60) なお、確認票回答の提出期限後に、【代替国の候補名】に所在する代替国供給者及び【代替国の候補名】に所在する代替国供給者の計 2 者<sup>105</sup>から確認票回答が提出されたが、2 者ともに英語による回答書であり日本語の書面の提出が無く、調査に協力する旨の回答は無かった。
- (61) 代替国質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 29 年 7 月 5 日までに、いずれの者からも回答書は提出されなかったが、当該提出期限後に 1 者<sup>106</sup>から調査項目 A に係る回答書が提出された。  
なお、調査項目 B から D に係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である平成 29 年 6 月 28 日までに 1 者<sup>107</sup>から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。
- (62) 代替国質問状回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 29 年 7 月 19 日までに、代替国供給者 1 者<sup>108</sup>から調査項目 B から D に係る回答書の提出があった。
- (63) 代替国質問状等に対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 13 代替国質問状等の回答等の状況」のとおりであった。

表 13 代替国質問状等の回答等の状況

優先順位	国名	企業名	確認票回答提出日	確認票回答内容			質問状回答提出日 (調査項目 A)	質問状回答延長要望 (調査項目 B~D)	質問状回答提出日 (調査項目 B~D)
				輸出実績	生産実績	現調受入			
【順位】	【国名】	【企業名】	6/16 (日文回答無し)	無	有	不可	—	—	—
【順位】	【国名】	【企業名】	6/9 (日文回答無し)	無	有	不可	—	—	—

<sup>101</sup> ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

<sup>102</sup> ベンカン機工、日本ベンド、東北パイプターン工業

<sup>103</sup> ベンカン機工、東北パイプターン工業

<sup>104</sup> 東北パイプターン工業

<sup>105</sup> 【企業名】、【企業名】

<sup>106</sup> 東北パイプターン工業

<sup>107</sup> 東北パイプターン工業

<sup>108</sup> 東北パイプターン工業

17位	日本	ベンカン機工	6/12	有	有	不可	—	—	—
		日本ベンド	6/12	無	有	不可	—	—	—
		古林工業	6/8	無	— 109	不可	—	—	—
		東北パイプターン工業	6/9	有	有	可	7/19 (期限外)	6/26	7/19

(注)日本語による回答の提出がなかった場合について、上記表中では「日文回答無し」と記載。

### 1-5-5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

#### 1-5-5-1 証拠の提出及び証言<sup>110</sup>

(64) 証拠の提出に関して、その期限である平成29年8月10日までに、調査当局に証拠として資料を提出した利害関係者はいなかった（上記「1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況」等に記載のとおり、期限を超過して回答を提出した者に対しては、調査当局は自発的な証拠の提出としてこれを受理した。）。

(65) 証言に関して、その期限である平成29年8月10日までに、証言の申出はなかった。

#### 1-5-5-2 対質の申出<sup>111</sup>

(66) 対質の申出に関して、その期限である平成29年9月11日までに、対質の申出をした利害関係者はいなかった。

#### 1-5-5-3 意見の表明<sup>112</sup>

(67) 意見の表明に関して、その期限である平成29年10月10日までに、中国政府、海外供給者2者、本邦生産者1者から、「表14 意見の表明」のとおり意見の表明があった。

表14 意見の表明

	提出日	提出者
1	平成29年4月21日	中国政府 <sup>113</sup>
2	平成29年4月27日	聖光ベンド
3	平成29年5月12日 平成29年5月29日	PILS

<sup>109</sup> 確認票の回答無し

<sup>110</sup> 政令第10条第1項及び第10条の2第1項

<sup>111</sup> 政令第12条第1項

<sup>112</sup> 政令第12条の2第1項

<sup>113</sup> 上記「1-5-4-1 代替国に係る選定通知（1回目）」の(54)に記載した中国政府から意見

4	平成 29 年 9 月 13 日	東北パイプターン工業
---	------------------	------------

(68) 平成 29 年 4 月 27 日、海外供給者である聖光ベンドから、関連会社（和珍 PF）についての説明及び聖光ベンドは「調査対象製品の製造者」ではあるが「日本向けの輸出実績」が無いことから、同社は質問状への回答は不要でよいか等について確認をする内容の書面の提出があった。

これに対して調査当局は、聖光ベンドは自社製品が本邦に輸出されていることを認識していると理解されることから、全ての質問項目に対しての回答を求めた。

(69) 平成 29 年 5 月 12 日、輸出者である PILS から、PILS は非関連会社である【企業名】と情報を共有しており、PILS は【企業名】の製品を日本へ輸出する AGENT であることから、本件に関しては【企業名】から公式的に対応する予定であり、【企業名】と AGENT の PILS が別々に対応するよりは、窓口を【企業名】に絞って【企業名】に全面的に協力する形で対応したいとの申出があった。これに対して調査当局は、平成 29 年 5 月 15 日、【企業名】と PILS それぞれ対応するように求めたところ、平成 29 年 5 月 29 日、PILS は、日本向け輸出関連情報は全て【企業名】に渡し、調査当局に提出しており、本件を【企業名】に一任している旨のメールの提出があった。同年 6 月 29 日、PILS から質問状の回答が提出されなかったため、同者に対し不備指摘を通知した。この際、特段の理由なく指定した回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

(70) 平成 29 年 9 月 13 日、本邦生産者 1 者から、質問状回答提出期限は過ぎているが供給者 1 者に回答の提出機会を再度与えてほしい旨の意見の表明があった。この意見については、調査当局は、同年 8 月 10 日の証拠の提出期限も過ぎており、回答の提出機会を再度与えることは適当でないと判断した。

#### 1-5-5-4 情報の提供<sup>114</sup>

(71) 情報の提供に関して、その期限である平成 29 年 9 月 11 日までに、情報の提供の申出をした利害関係者はいなかった。

#### 1-5-6 現地調査

##### 1-5-6-1 供給者及び本邦生産者に対する現地調査の実施

(72) 供給者質問状回答書を提出した韓国供給者のうち 1 者<sup>115</sup>及び本邦生産者質問状回答書を提出した本邦生産者のうち 1 者<sup>116</sup>に対して、「表 15 現地調査の実施状況」のとおり、それぞれ現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「大韓民国産及び中華

<sup>114</sup> 政令第 13 条第 1 項

<sup>115</sup> 泰光ベンド

<sup>116</sup> ベンカン機工

人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税に関する調査に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(73) これに対して、供給者 1 者及び本邦生産者 1 者から、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(74) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査の実施について」を送付<sup>117</sup>し、「**表 15 現地調査の実施状況**」のとおり現地調査を実施した。

**表 15 現地調査の実施状況**

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	実施日
泰光バンド	平成 29 年 9 月 15 日	平成 29 年 9 月 22 日	平成 29 年 9 月 25 日	平成 29 年 10 月 16 日～20 日
ベンカン機工	平成 29 年 9 月 8 日	平成 29 年 9 月 14 日	平成 29 年 9 月 21 日	平成 29 年 10 月 5 日、6 日、12 日及び 13 日

#### 1-5-6-2 供給者及び本邦生産者に対する現地調査後の手続

(75) 調査当局は、現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である供給者 1 者及び本邦生産者 1 者へ同報告書を送付の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。

(76) 現地調査結果報告書に係る事実誤認等による修正の有無等の確認に対して、現地調査対象者である供給者 1 者及び本邦生産者 1 者から、現地調査結果報告書の内容に事実誤認があるとして修正の要望が提出された。

調査当局が各現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討したところ、当該修正要望の内容のうち適切なものについてはこれを認め、現地調査結果報告書を修正した。

#### 1-6 秘密の情報

(77) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密として取り扱う情報（以下「秘密情報」という。）について、調査当局は、その範囲及び理由を記載した書面（以下「秘密の理由書」という。）の提出を求め、これを受領<sup>118</sup>した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

<sup>117</sup> ガイドライン 9.(1) - ②

<sup>118</sup> 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、政令第 10 条第 1 項及び第 2 項

## 1-7 証拠等の閲覧

- (78) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面(ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。)について、利害関係者に対し閲覧に供した<sup>119</sup>。

## 1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (79) 閲覧に供した供給者質問状、市場経済質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答書に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。
- (80) 閲覧に供した質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、以下のとおり通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書(以下「開示版修正回答書」という。)及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。
- (ア) 供給者 2 者<sup>120</sup>に対して、平成 29 年 6 月 8 日に、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。
  - (イ) 供給者 2 者<sup>121</sup>に対して、平成 29 年 6 月 23 日に、それぞれ指摘事項を通知した。
  - (ウ) 輸入者 3 者<sup>122</sup>及び本邦生産者 4 者<sup>123</sup>に対して、平成 29 年 6 月 26 日に、添付資料等に関する指摘事項を通知した。
- (81) これに対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。
- (ア) 供給者 2 者<sup>124</sup>から、当該提出期限後に開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。
  - (イ) 供給者 1 者<sup>125</sup>から、提出期限である平成 29 年 6 月 28 日までに、当該提出期限後に供給者 1 者<sup>126</sup>から開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。
  - (ウ) 輸入者 1 者<sup>127</sup>及び本邦生産者 3 者<sup>128</sup>から、提出期限である平成 29 年 7 月 3 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。また、輸入者 1 者<sup>129</sup>及び本邦生産者 1 者<sup>130</sup>からは、当該提出期限後に開示版修正回答書

<sup>119</sup> 政令第 11 条

<sup>120</sup> 聖光バンド、和珍 PF

<sup>121</sup> 泰光バンド、聖光バンド

<sup>122</sup> メタルワン鋼管、山陽工業、住友重機械マリンエンジニアリング

<sup>123</sup> ベンカン機工、日本バンド、古林工業、東北パイプターン工業

<sup>124</sup> 聖光バンド、和珍 PF

<sup>125</sup> 泰光バンド

<sup>126</sup> 聖光バンド

<sup>127</sup> メタルワン鋼管

<sup>128</sup> ベンカン機工、日本バンド、東北パイプターン工業

<sup>129</sup> 山陽工業

及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。また、輸入者 1 者<sup>131</sup>からは回答がなかった。

- (82) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況に対する確認状況については、「表 16 供給者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」、「表 17 輸入者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」、及び「表 18 本邦生産者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」のとおりであった。

**表 16 供給者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況**

「供給者質問状」の回答書を提出した供給者 3 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
和珍 PF	6/8	6/15 (期限外)
泰光バンド	6/23	6/28
聖光バンド	6/8 6/23	6/15 (期限外) 6/30 (期限外)

**表 17 輸入者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況**

「輸入者質問状」の回答を提出した輸入者 3 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
メタルワン鋼管	6/26	7/3
山陽工業	6/26	7/5 (期限外)
住友重機械マリンエンジニアリング	6/26	—

**表 18 本邦生産者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況**

「本邦生産者質問状」の回答を提出した本邦生産者 4 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
ベンカン機工	6/26	7/3
日本バンド	6/26	7/3
古林工業	6/26	7/4 (期限外)
東北パイプターン工業	6/26	7/3

- (83) 上記(75)の現地調査結果報告書に関して、本邦生産者 1 者から、平成 29 年 11 月 10 日及び同年 11 月 14 日に、当該本邦生産者に係る現地調査結果報告書に対する「秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由を記載した書面」の提出があり、調査当局は、申出の内容を

<sup>130</sup> 古林工業

<sup>131</sup> 住友重機械マリンエンジニアリング

検討し、適切と認められる内容について、当該報告書の記載内容を秘密として取り扱うこととした。

また、供給者 1 者から、同年 11 月 22 日に、当該供給者に係る現地調査結果報告書に対する「秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由を記載した書面」の提出があり、調査当局は、申出の内容を検討し、適切と認められる内容について、当該報告書の記載内容を秘密として取り扱うこととした。

#### **1-9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用**

- (84) 調査当局が知り得た供給者 26 者、輸入者 4 者、及び本邦生産者 4 者に対して、当初質問状及び追加質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 II 並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

## 2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

### 2-1 総論

#### 2-1-1 調査対象貨物

- (85) 調査対象貨物は、韓国及び中国で生産され本邦に輸出された炭素鋼製突合せ溶接式継手であり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴、並びに供給者及び供給国」に記述したとおりである。

#### 2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

- (86) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである炭素鋼製突合せ溶接式継手、又はそのような炭素鋼製突合せ溶接式継手がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する炭素鋼製突合せ溶接式継手とした。

#### 2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方

- (87) 不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする<sup>132</sup>こととした。
- (88) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する<sup>133</sup>こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて<sup>134</sup>、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する<sup>135</sup>こととした。
- (89) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する<sup>136</sup>こととした。調整は、実際の取引価額を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価額から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数

<sup>132</sup> 協定第2条、法第8条第1項及び政令第2条

<sup>133</sup> 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

<sup>134</sup> 協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.

<sup>135</sup> 協定 9.2

<sup>136</sup> 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第2条第4項

料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討した。

- (90) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する<sup>137</sup>こととした。
- (91) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である<sup>138</sup>とした。

#### 2-1-4 正常価格の算出の基本的考え方

- (92) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）<sup>139</sup>とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合<sup>140</sup>には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）<sup>141</sup>、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）<sup>142</sup>とする<sup>143</sup>こととした。
- (93) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす<sup>144</sup>こととした。

#### 2-1-5 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

- (94) 上記「2-1-4 正常価格の算出の基本的考え方」にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業に

---

<sup>137</sup> 協定 2.4.1

<sup>138</sup> 協定 5.8

<sup>139</sup> 政令第2条第1項第1号

<sup>140</sup> 政令第2条第2項

<sup>141</sup> 政令第2条第1項第2号

<sup>142</sup> 政令第2条第1項第3号

<sup>143</sup> 協定 2.2、法第8条第1項及び政令第2条第2項

<sup>144</sup> 協定 2.2.1

において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、政令第 2 条第 3 項に基づき、代替国販売価格として以下のいずれか<sup>145</sup>を使用することとした。

- (ア) 代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
- (イ) 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格
- (ウ) 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

#### **2-1-6 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**

(95) 上記(94)の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるもの<sup>146, 147, 148</sup>とした。

- (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実
- (イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- (ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- (エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- (オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

#### **2-1-7 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討**

(96) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、上記「**2-1-6 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に記載のとおり、市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、中国のいずれの生産者及び輸出者からも、確認票及び市場経済質問状の回答の提出はなかった。

#### **2-1-8 代替国手続に係る意見の表明**

(97) 平成 29 年 4 月 21 日、中国政府から駐日中国大使館経由で、代替国手続の中止を求める旨の意見書が提出された。これに対し、提出された書類には日本語訳が添付されていなかったことから、調査当局から駐日中国大使館に対し、調査開始告示九（三）に記載のとおり、「調査は日本語で実施しており、日本語訳がないと調査の手続きに則っていないこととなってしまふ。日本語訳を添付するよう再考願いたい。」旨依頼したが、駐日中国大使館からは「英語訳を添付しているので、日本語訳の添付は断りたい。」との連絡があった。

#### **2-1-9 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論**

<sup>145</sup> 政令第 2 条第 1 項第 4 号

<sup>146</sup> 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)柱書き及び同(i)

<sup>147</sup> 政令第 2 条第 3 項

<sup>148</sup> ガイドライン 7.(6)

(98) 上記(94)から(96)の事実を総合的に評価すると、上記「**2-1-6 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げた事実を認めることができず、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第2条第3項の規定に基づき、代替国販売価格を用いることとした。

#### 2-1-10 輸出価格の算出の基本的考え方

(99) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する<sup>149</sup>こととした。

(100) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合<sup>150</sup>しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする<sup>151</sup>こととした。

#### 2-1-11 端数処理の基本的考え方

(101) 通貨の換算、不当廉売差額率の算出に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第3位を四捨五入することとした。

### 2-2 韓国の供給者

(102) 上記「**1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、韓国供給者5者<sup>152</sup>に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者質問状への回答を求めた。

これに対して、確認票については、回答提出期限までに5者<sup>153</sup>から回答の提出があり、それら回答のあった5者に関して、5者全てから調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績又は輸出の実績がある旨、並びに本調査へ協力する旨の回答があった。

(103) 調査当局は、確認票及び質問状の送付と同時に、駐日本大韓民国大使館に対し、調査対象貨物の輸出者として調査当局が知り得た5者以外の者で、調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、供給者に対し、上記「**1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票において、また、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た4者に対し、上記「**1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査対象貨物の輸入者に対する確認票において、また、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た6者に対し、上記「**1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査対象貨物の産業上の使用者に対する確認票において、それぞれ海外生

<sup>149</sup> 協定2.1及び法第8条第1項

<sup>150</sup> ガイドライン7.(2)

<sup>151</sup> 協定2.3、協定2.4及び政令第3条

<sup>152</sup> 泰光バンド、聖光バンド、三光バンド、和珍 PF、YOUNG IND

<sup>153</sup> 泰光バンド、聖光バンド、三光バンド、和珍 PF、SHK

産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本件調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載された「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い」の注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定付属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。確認票及び質問状の回答から、韓国の供給者 14 者が新たに判明した。

(104) また、調査当局は、調査当局が知り得た供給者以外の者が、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い」、「確認票（利害関係者等共通）」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」をダウンロードすることができるように財務省及び経済産業省のホームページに質問状等を掲載した。

この際、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い」の注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定付属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨、また、注意事項(9)において、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合がある旨を明示した。

しかしながら、調査当局に対し、上記(102)及び(103)で判明した 19 者以外の供給者が名乗り出ることはなかった。

## 2-2-1 泰光バンド

### 2-2-1-1 正常価格

(105) 泰光バンドの回答によると、調査対象期間中に同者は、形状・メッキの有無・原材料・材料記号・径の呼び・呼び厚さ・マークの組み合わせで区別される多種の炭素鋼製突合せ溶接式継手を韓国国内で販売及び製造していた。

(106) 調査対象期間中に行われた【数値】件<sup>154</sup>の国内販売取引については、すべて非関連企業取引であり、受渡し条件は【受渡し条件】であった。なお、現地調査において、国内販売と回答されていたが、実際には輸出取引であることが検証された<sup>155</sup>取引（No.【数値】）を正常価格算定の基礎から除いた。

また、公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【項目名】を控除し、【項目名】に対して必要な調整を行った。さらに、上記(93)に従い、正常価格の算定に含めない取引を算定の基礎から除いた。

(107) 上記(106)で正常価格算定の基礎とした取引につき、物理的特性を考慮し、形状・メッキの有無・原材料・材料記号・径の呼び・呼び厚さ・マークの組み合わせごとにグルーピングを

<sup>154</sup> 供給者当初質問状回答書（泰光バンド）（様式 C-L1\_V3）

<sup>155</sup> 供給者現地調査報告書（泰光バンド）

行い、【数値】種の品種についてそれぞれ国内販売価格を算出した。

- (108) また、泰光ベンドの回答<sup>156</sup>から、調査対象期間中に製造された炭素鋼製突合せ溶接式継手について、(107)と同様にグルーピングを行い、【数値】種の品種についてそれぞれ構成価格を算出した。構成価格の算出にあたっては、原則として泰光ベンドが回答した数値を用いたが、直接労務費及び間接経費については、現地調査において確認した、同者が配賦基準の基礎とした【配賦基準】は同一品種であっても調査対象期間において著しく変動していたところから原価の配賦基準としては不適切であると判断された。他方、泰光ベンドは配賦基準となり得る【配賦基準】に基づくことは困難であるとした。したがって、品種間の主要な製造原価の相対差の指標として、重量を基準に直接労務費及び間接経費を配賦し直した値を用いた。

なお、一部当該回答において製造重量がゼロであった品種については、現地調査において提出のあった資料<sup>157</sup>に記載の数値を用いた。利潤の額については、品種ごとに国内販売価格の合計から生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費の額の合計を控除した金額の合計を、製造費用の合計で除して製造費用に対する率を算定し、グルーピングした品種ごとの生産費に乗じて算出した。

- (109) 正常価格には上記(106)に記載したとおり、上記(108)で算出した同種の貨物の国内販売価格を用い、それがない場合は上記(108)で算出した構成価格を用いた。

## 2-2-1-2 本邦向け輸出価格

- (110) 泰光ベンドの回答によると、調査対象期間中に同者は、形状・メッキの有無・原材料・材料記号・径の呼び・呼び厚さ・マークの組み合わせで区別される多種の炭素鋼製突合せ溶接式継手を本邦に対し輸出していた。

- (111) 調査対象期間中に行われた【数値】件<sup>158</sup>の本邦向け輸出取引について、契約条件は【取引条件】であった。

公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、全ての取引条件において割引を控除し、その他貴社の回答に記載されている控除項目に関し、【取引条件】による輸出取引の場合は、【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は、【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は、【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は、【項目名】をそれぞれ控除した<sup>159</sup>。

また、物理的特性を考慮し、形状・メッキの有無・原材料・材料記号・径の呼び・呼び厚さ・マークの組み合わせごとにグルーピングを行い、【数値】種の品種についてそれぞれ輸出価格を算出した。

## 2-2-1-3 通貨の換算

- (112) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、国内取引及び輸出取引の価格については、

<sup>156</sup> 供給者当初質問状回答書（泰光ベンド）（様式 E-3-1-2-N3）

<sup>157</sup> 現地調査項目 16 に対する回答（『指定された 6 個アイテムの着出庫重量、出荷金額』）

<sup>158</sup> 供給者当初質問状回答書（泰光ベンド）（様式 B-S2）

<sup>159</sup> DM 計算書（泰光ベンド）

供給者から提出された証拠において示された、供給者の現地通貨である韓国ウォン建ての価格で比較した。

#### 2-2-1-4 不当廉売差額率

- (113) 不当廉売差額は、上記「2-2-1-1 正常価格」において算出した正常価格と上記「2-2-1-2 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(111)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表 19 不当廉売差額率（泰光バンド）」のとおり 43.51%となり、僅少ではなかった。

表 19 不当廉売差額率（泰光バンド）

	不当廉売差額率(%)
泰光バンド	43.51

#### 2-2-2 和珍 PF

##### 2-2-2-1 供給者

- (114) 和珍 PF は、上記「1-5-5-3 意見の表明」に記載したとおり、聖光バンドの関連会社であり、両者の関係は聖光バンドが和珍 PF の株式を 100%保有する親会社というものであった。和珍 PF は、調査対象期間に調査対象貨物を生産していたが、自ら日本へは輸出しておらず、同者の製品及び商品は、韓国国内の輸出商社である【企業名】を通じて日本へ輸出されていると回答した。また、聖光バンドは、調査対象期間に調査対象貨物の同種の産品を生産して国内及び第三国へ販売していたが、日本への調査対象貨物の輸出は行っていないと回答した。

- (115) 調査当局は、聖光バンドが、100%子会社である和珍 PF に対して法的な支配力を有しているとともに、聖光バンドの専務理事が和珍 PF の専務理事を兼務しているなど<sup>160</sup>者の経営について共通性が認められ、また、聖光バンドは、和珍 PF に材料を販売し、相互に製品の購入転売もしていることから、炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断した。よって、不当廉売差額の算出にあたっては、聖光バンド及び和珍 PF を 1 事業体として取り扱うこととした。また、不当廉売差額率については、調査対象貨物を日本に輸出している和珍 PF の不当廉売差額率を適用した。

##### 2-2-2-2 正常価格

- (116) 上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査当局は和珍 PF に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者質問状への回答を求めた。また、供給者質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答書を受領後、当該回答書について、

<sup>160</sup> 供給者追加質問状回答書（聖光バンド）（調査項目 J-2）

必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、調査当局は上記「**1-5-2 質問状回答書の不備等に対する確認**」に記載のとおり和珍 PF に対し不備指摘を送付し、供給者質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

しかしながら、提出された当初質問状に対する回答及び不備指摘に対する回答をもつてまた、回答が不十分であったため、調査当局は和珍 PF に対し、上記「**1-5-3-1 追加質問状の送付及び回答**」及び「**1-5-3-2 追加質問状回答書の不備に対する確認事項の送付**」に記載のとおり追加質問状並びに添付資料等に関する指摘事項を送付し、未提出の資料や不整合な点についての説明を求めた。また、上記各々の質問状等の送付の際、調査当局は指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 II 並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

- (117) 和珍 PF から提出された様式 B（調査対象期間に行われた全ての日本向け輸出取引について記載する様式）及び様式 C（調査対象期間に行われた全ての国内向け取引について記載する様式）の回答に共通する根拠資料に、ダンピング・マージンの計算に重要なデータ項目（材料記号）に関する多くの違いが存在し、いずれが真正なものか不明であるため、様式 B 及び様式 C の回答の正確性を確認することができなかった<sup>161</sup>。
- (118) 和珍 PF は、当初質問状に対する回答書作成時点で、B-2-5-1「輸入者」、B-2-5-2「輸入者関連状況」等の欄を埋めた様式 B を作成・提出することができるだけの輸出に関する情報を所持しており、また発注書や見積依頼書等同者が発行・保管していた外部証憑を根拠資料として提出することもできたが、それを怠り、調査当局から度重なる指摘を受けてもなお完全な回答をせず、調査当局が要請した全ての資料を提出しなかった<sup>162</sup>。
- (119) 和珍 PF の回答及び説明には数多くの不整合が認められ、調査当局は同者の回答及び説明を理解すべく真摯に最大限の努力を行ったが、その正確性を確認するにあたり多くの困難に直面した<sup>163</sup>。
- (120) このように、和珍 PF の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると認められることから、調査当局は、和珍 PF の不当廉売差額率について、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて算定を行った。
- (121) 和珍 PF の正常価格について、上記(117)に記載したとおり、和珍 PF が提出した様式 C は正確性を確認することができないため、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づくこととした。構成価格の算定にあたっては、生産費（材料費及び加工費）、販売管理費及び利潤について申請者が提出した申請書に基づき正常価格を算定した。なお、申請書の正常価格は、調査当局が入手可能であった他の情報<sup>164</sup>と概ね同等であることを確認した<sup>165</sup>。他方、他の情報を用いて個別の品種ごとに不当廉売差額率を算出すると【数値】%とな

<sup>161</sup> 供給者 FA 経緯書（和珍 PF）

<sup>162</sup> 供給者 FA 経緯書（和珍 PF）

<sup>163</sup> 供給者 FA 経緯書（和珍 PF）

<sup>164</sup> 【企業名】

<sup>165</sup> 供給者 FA 経緯書（和珍 PF）

る品種も確認されたところ、他の情報でなく申請書に記載されたデータに基づくダンピング・マージンを算出することは、適切なものであると認められた。

### 2-2-2-3 本邦向け輸出価格

(122) 上記(118)に記載したとおり、和珍 PF は様式 B の日本向け輸出取引について、十分かつ信頼性のある根拠資料を提出しなかったことから、知ることができた事実に基づくこととした。知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）として、調査当局は和珍 PF の本邦向け輸出価格について、申請書の輸出価格を適用することとした。なお、申請書の輸出価格は、調査当局が入手可能であった他の情報<sup>166</sup>と概ね同等であることを確認した<sup>167</sup>。他方、他の情報に用いて個別の品種ごとに不当廉売差額率を算出すると【数値】%となる品種も確認されたところ、他の情報でなく申請書に記載されたデータに基づくダンピング・マージンを算出することは、適切なものであると認められた。

### 2-2-2-4 通貨の換算

(123) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、申請書の正常価格及び輸出価格は円建てであったことから、税関長公示レートの調査対象期間における平均値を用いて供給者の現地通貨である韓国ウォンに換算した価格で比較した。

### 2-2-2-5 不当廉売差額率

(124) 不当廉売差額は、上記「2-2-2-2 正常価格」において算出した正常価格と上記「2-2-2-3 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として算出したところ、【数値】KRW となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出すると、「表 20 不当廉売差額率（和珍 PF）」のとおり 73.51%となり、僅少ではなかった。

表 20 不当廉売差額率（和珍 PF）

	不当廉売差額率(%)
聖光ベンド	73.51
和珍 PF	

### 2-2-3 供給者質問状への回答を提出したが、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて不当廉売差額率を算出した供給者

#### 2-2-3-1 不当廉売差額率

(125) 知り得た供給者のうち、供給者 3 者<sup>168</sup>については、供給者質問状の回答にあたって提出期限を大幅に超過し又は質問項目のほとんどに回答がされていなかった。このため、調査当局

<sup>166</sup> 【企業名】

<sup>167</sup> 供給者 FA 経緯書（和珍 PF）

<sup>168</sup> 三光ベンド、河星、慶南

は、上記(21)に記載したとおり、質問状の回答を提出したとは認められない旨を通知した。また、供給者1者<sup>169</sup>については、確認票の回答期限までに確認票の提出があったものの、質問状については回答期限の延長申請がないまま、質問状の回答期限を超過し、結果として、質問状に対する回答は提出されなかった。これらの者は、不当廉売差額率を算定するために十分かつ信頼性のある回答を提出しなかったことから、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げる場合に該当するものと認められた。このため、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて同者の不当廉売差額率を算定することとし、和珍 PF の不当廉売差額率の算定に基づき、これと同率を適用した。

**表 21 不当廉売差額率（知ることができた事実に基づいて不当廉売差額率を算出した供給者）**

	不当廉売差額率(%)
三光ベンド	73.51
河星	
慶南	
SHK	

#### 2-2-4 その他の韓国の供給者

##### 2-2-4-1 不当廉売差額率

(126) 泰光ベンド、聖光ベンド、和珍 PF、三光ベンド、河星、慶南、SHK 以外の供給者については、上記(103)及び(104)に記載したとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示したが、必要な情報を提供しなかった。

(127) したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき<sup>170</sup>不当廉売差額率を算出することとした。

(128) このことから、その他の韓国の供給者の不当廉売差額率は、和珍 PF の不当廉売差額率に基づきこれと同率を適用した。

(129) 以上により、その他の韓国の供給者の不当廉売差額率は、上記「**2-2-2-5 不当廉売差額率**」における炭素鋼製突合せ溶接式継手の不当廉売差額率と同率を適用した。

#### 2-2-5 韓国の供給者の不当廉売差額率

(130) 韓国の供給者の不当廉売差額率は、「**表 22 韓国の供給者の不当廉売差額率**」のとおりと

<sup>169</sup> SHK

<sup>170</sup> 協定 6.8、協定附属書 II 及びガイドライン 10。

なった。

**表 22 韓国の供給者の不当廉売差額率**

	不当廉売差額率(%)
泰光ベンド	43.51
聖光ベンド	73.51
和珍 PF	
三光ベンド	73.51
河星	
慶南	
SHK	
YOUNG IND	73.51
Pipe Bank	
PILS	
DG BEND	
SUNGJIN BEND	
NAMSUNG SANUP	
WONNAM BEND	
GUKYONG SANUP	
YOUNGSHIN BEND	
ILSUNG BEND	
JONGHWA BEND	
KUM KANG INDUSTRIAL	
その他の韓国の供給者	

## 2-3 中国の供給者

### 2-3-1 中国の供給者

(131) 上記「**1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、中国供給者 5 者に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者質問状への回答を求めた。

これに対して、中国供給者 5 者全てから、確認票の提出期限である平成 29 年 4 月 24 日及び供給者質問状の提出期限である平成 29 年 5 月 17 日までに回答の提出はなかった。

(132) 調査当局は、確認票及び供給者質問状の送付と同時に、駐日中国大使館に対し、調査対象貨物の輸出者として調査当局が知り得た 5 者以外の者で調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、供給者に対し、上記「**1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票並びに調査対象貨物の輸入者に対する確認票において、また、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 4 者に対し、上記「**1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等**」に記載のとおり調査対象貨物の輸入者に対する確認票において、また、

調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 6 者に対し、上記「**1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等**」に記載のとおり調査対象貨物の産業上の使用者に対する確認票において、それぞれ海外生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本件調査にかかる確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載された「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い」の注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定付属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。その結果、確認票及び質問状の回答から、中国の供給者 2 者が新たに判明した。確認票の回答から判明した者については、平成 29 年 5 月 17 日までに、質問状の回答から判明した者については、平成 29 年 6 月 30 日までに質問状に対し回答するよう求めたが、いずれも回答の提出はなかった。

- (133) また、調査当局は、調査当局が知り得た供給者以外の者が、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い」、「確認票（利害関係者共通）」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」をダウンロードすることができるように財務省及び経済産業省のホームページに質問状等を掲載した。

この際、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い」の注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定付属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨、また、注意事項(9)において、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合がある旨を明示した。

しかしながら、調査当局に対し、上記(131)及び(132)で判明した 7 者以外の供給者が名乗り出ることはなかった。

- (134) 中国における調査当局が知り得た供給者について、上記(94)で記載したとおり、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、政令第 2 条第 3 項に基づき、代替国販売価格を使用することとした。

- (135) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、調査当局は市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、中国の生産者及び輸出者 7 者から、確認票及び市場経済質問状の回答の提出はなかった。上記「**2-1-6 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げた事実を認めることができず、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第 2 条第 3 項の規定に基づき、代替国販売価格を用いることとした。

## 2-3-2 代替国候補の選定

- (136) 調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国販売価格を用いる可能性を考慮し、上記「**1-5-4 代替国に係る選定通知の送付等**」のとおり、調査当局が知り得た全ての利害

関係者及び輸出国政府に対して、「代替国選定 1 回目通知」を送付したところ、輸入者 1 者から、代替国候補を不適切とする意見はない旨意見が提出された。

これらの意見を踏まえ、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び輸出国政府に対して、各代替国候補における 1 人当たりの GNI<sup>171</sup>が中国に近い順に基づき優先順位をつけた「代替国選定 2 回目通知」を送付したところ、これに対する意見は提出されなかった。

(137) 上記(136)を踏まえ、上記「**1-5-4-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査当局が知り得た全ての代替国供給者に対し確認票及び代替国質問状を送付したところ、確認票の提出期限である平成 29 年 6 月 12 日までに、本邦に所在する代替国供給者 4 者<sup>172</sup>から確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 4 者のうち 3 者<sup>173</sup>から炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産の実績がある旨、2 者<sup>174</sup>から同貨物の輸出の実績がある旨、及び 1 者<sup>175</sup>から本調査へ協力する旨の回答があった。

また、平成 29 年 6 月 9 日に送付した全ての代替国供給者からは、確認票の提出期限である平成 29 年 6 月 23 日までに、確認票回答の提出はなかったが、提出期限後に、【代替国の候補名】に所在する代替国供給者及び【代替国の候補名】に所在する代替国供給者の計 2 者から確認票回答が提出されたが、2 者<sup>176</sup>ともに英語による回答書であり日本語の書面の提出が無く、調査に協力する旨の回答はなかった。

(138) 代替国質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 29 年 7 月 5 日までに、いずれの者からも回答書は提出されなかったが、当該提出期限後に 1 者<sup>177</sup>から調査項目 A に係る回答書が提出された。

なお、調査項目 B から D に係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である平成 29 年 6 月 28 日までに 1 者<sup>178</sup>から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(139) 代替国質問状回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 29 年 7 月 19 日までに、代替国供給者 1 者<sup>179</sup>から調査項目 B から D に係る回答書の提出があった。

(140) 代替国質問状に対して回答のあった者の所在する国及び供給者質問状または生産者質問状に対する回答として、当該国内向け販売価格に係る証拠が提出された国のうち、上記「**1-5-4-2 代替国に係る選定通知 (2 回目)**」の「**表 11 代替国候補の優先順位リスト**」に基づき検討した結果、優先順位の高い国を代替国とすることにした。

<sup>171</sup> 調査当局が収集及び分析した関係証拠「国民一人当たりの GNI による代替国候補の優先順位リスト (Doing Business2017)」

<sup>172</sup> ベンカン機工、日本ベンド、古林工業、東北パイプターン工業

<sup>173</sup> ベンカン機工、日本ベンド、東北パイプターン工業、

<sup>174</sup> ベンカン機工、東北パイプターン工業

<sup>175</sup> 東北パイプターン工業

<sup>176</sup> 【企業名】、【企業名】

<sup>177</sup> 東北パイプターン工業

<sup>178</sup> 東北パイプターン工業

<sup>179</sup> 東北パイプターン工業

### 2-3-3 代替国の正常価格

- (141) 代替国の正常価格は、「表 11 代替国候補の優先順位リスト」に基づき検討した結果、【企業名】から得た国内販売価格に係る回答様式を採用した。
- (142) 正常価格の算出にあたっては、【算出方法】を使用し、【企業名】の回答を用いることとした。
- (143) 上記(142)の国内販売価格及び構成価格については、物理的特性を考慮し、形状・原材料・径の呼びの組み合わせごとにグルーピングを行い、国内販売価格については上記(93)に従いコスト割れ価格による販売を除いた【数値】種の品種、構成価格については【数値】種の品種についてそれぞれ価格を算出した。

### 2-3-4 本邦向け輸出価格

- (144) 上記(131)及び(132)のとおり、供給者から必要な情報の回答が得られなかったことから、本邦向け輸出価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づくこととした。調査記録上、【企業名】から中国産の調査対象貨物の実輸入価格が回答されており<sup>180</sup>（以下、回答とあるのは全て【企業名】。）、物理的特性に基づく唯一の中国産調査対象貨物のデータであったことから、当該輸入価格に基づくこととした。その際、物理的特性を考慮し、形状・原材料・径の呼びの組み合わせごとにグルーピングを行い【数値】種の品種についてそれぞれ算出した。
- (145) 回答された単価は【取引条件】のため、【項目名】（申請書に記載の数値（日本円））を採用を控除し、工場渡しの段階の価格<sup>181</sup>とした。
- (146) 回答された輸入価格は半製品のものであることから、比較可能な価格（完成品価格）とするため、みなし加工賃を加算した。
- (147) みなし加工賃の加算については、追加質問状回答<sup>182</sup>（輸入品に対する加工度合い（完成品に対する付加価値率等）が【割合】と回答より、追加質問状回答<sup>183</sup>の輸入額【金額】円を輸入量【数量】kg で除して得た単価（約【単価】円）を【割合】で除し、【割合】を乗じて得た単価に日中賃金比（申請書に記載の数値【賃金比】）を乗じた値とした。
- (148) 上記(145)で得た工場渡しの段階の価格に、上記(146)で算出したみなし加工賃を加え、輸出価格とした。

### 2-3-5 通貨の換算

- (149) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、通貨の換算は基本的に販売月ベースの税

---

<sup>180</sup> 【企業名】当初質問状回答書（【企業名】）（【調査項目】）

<sup>181</sup> 協定 2.4

<sup>182</sup> 【企業名】追加質問状回答書（【企業名】）（調査項目【調査項目】）

<sup>183</sup> 【企業名】追加質問状回答書（【企業名】）（調査項目【調査項目】）

関長公示レートを用いた。販売月ベースで換算できないものは、対象期間中の平均税関長公示レートを使用した。正常価格算出にあたっては、基礎となった【企業名】回答様式の「工場出荷段階の価格」について、【通貨単位】建てとなっていたことから、上記方法により販売月ベースで中国元に換算した。また、輸出価格算出の基礎となった輸入取引の価格については【通貨単位】建てで契約されていたことから、調査当局が認定した販売日の属する月別に算出した税関長公示レートを用いて供給者の現地通貨である中国人民元に換算し、海上運賃及びみなし加工賃については、申請書及び輸入者が回答に記載した日本円を調査対象期間中の平均税関長公示レートで人民元に換算した。

### 2-3-6 中国の供給者の不当廉売差額率

(150) 不当廉売差額は、上記「2-3-3 代替国の正常価格」において算出した正常価格と上記「2-3-4 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(144)にてグルーピングを行った【数値】品種それぞれについて算出した結果、「表 23 品種毎の不当廉売差額」のとおりとなった。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表 24 中国の供給者の不当廉売差額率」のとおり 60.84%となり、僅少ではなかった。

表 23 品種毎の不当廉売差額

No	品種： 形状-原材料-径の呼び	輸出価格 (CNY/kg)	正常価格 (CNY/kg)	不当廉売差額 (CNY/kg)
【数値】	【品種】	【数値】	【数値】	【数値】

表 24 中国の供給者の不当廉売差額率

	不当廉売差額率(%)
営口遼河機械管件	60.84
営口市北方管件	
営口宝唯管件	
河北聖天管件集団	
河北渤海管道設備集団	
APCO PIPE FITTINGS	
江陰中南重工	
その他の中国の供給者	60.84

### 2-4 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(151) 以上のとおり、韓国及び中国を原産地とする不当廉売された炭素鋼製突合せ溶接式継手の本邦への輸入の事実が認められた。

### 3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (152) 調査対象貨物について、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討を行った。

#### 3-1 同種の貨物の検討

- (153) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、
- (ア) ダumping輸入の量及びダumping輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、並びに
  - (イ) ダumping輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討、
- に基づいて行う<sup>184</sup>こととされている。
- そこで、まず、本邦産同種の貨物の範囲について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類から検討を行った。

##### 3-1-1 物理的及び化学的特性

- (154) 当該輸入貨物である炭素鋼製突合せ溶接式継手は、流体が通るために中空となった炭素鋼製の管状のもので、配管と突合せ溶接で接続する継手であり、形状、外径、曲げ角度及び曲げ半径等の組み合わせにより、多くの種類が存在する<sup>185</sup>。また、最終的に配管との接合部が突合せ溶接用に加工されるため、外観上の特徴から差込み溶接式継手やねじ込み式継手など他の種類の継手と区別される。一方、本邦産同種の貨物も、流体が通るために中空となった炭素鋼製の管状のもので、配管と突合せ溶接で接続する継手であり、形状、外径、曲げ角度及び曲げ半径等の組み合わせにより、多くの種類が存在する<sup>186</sup>。また、最終的に配管との接合部が突合せ溶接用に加工されるため、外観上の特徴から差込み溶接式継手やねじ込み式継手など他の種類の継手と区別される。
- (155) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していた。

##### 3-1-2 製造工程

- (156) 炭素鋼製突合せ溶接式継手の一般的な製造方法<sup>187</sup>は、次のとおりである。
- (ア) 原材料となる炭素鋼製の鋼管(電縫鋼管又は継目無鋼管)又は鋼板等の受入検査を行う。
  - (イ) 原材料を製品の切断条件に合わせて切断し、鋼管を原材料とする場合は、曲げ加工又は成型を、鋼板を原材料とする場合は、プレス加工及び溶接を、それぞれ行った後に、

<sup>184</sup> 協定 3.1

<sup>185</sup> 供給者当初質問状回答書（調査項目 A-5-1）

<sup>186</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-6-1）

<sup>187</sup> 申請書(4-1(4))、供給者当初質問状回答書（添付資料 A-5-3）及び本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 A-7）

熱処理を行う。

- (ウ) 用途に応じてショットブラストやめっき処理を行った後に、溶接用開先加工を施し、炭素鋼製突合せ溶接式継手が製造される。なお、ショットブラストやめっき処理は、溶接用開先加工の後に行う場合もある。

(157) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物は、どちらも同様の方法で生産されており、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

### 3-1-3 流通経路

(158) 当該輸入貨物の本邦における流通経路については、大部分は、当該貨物の供給者から直接又は供給国の商社を経由して本邦の商社に対して輸出された上で、当該商社から本邦における産業上の使用者に販売されていたが、一部は、当該貨物の供給者から本邦における産業上の使用者に直接販売されていた<sup>188</sup>。本邦産同種の貨物についても、同様に、大部分は、本邦の生産者から本邦の商社を介して、本邦における産業上の使用者に販売されていたが、一部は、本邦の生産者から産業上の使用者に直接販売されていた<sup>189</sup>。

(159) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路は共通していた。

### 3-1-4 価格の決定方法

(160) 当該輸入貨物の本邦における購入価格の決定方法については、取引先との個別の交渉によって行われており、一方、本邦産同種の貨物についても、同様に、取引先との個別の交渉によって行われていることを確認<sup>190</sup>した。

(161) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格の決定方法は共通していた。

### 3-1-5 用途

(162) 当該輸入貨物は、建物、化学プラント、ガスプラント、発電所及び船舶などに設置された配管と配管を接続するために用いられていた。一方、本邦産同種の貨物についても、建物、化学プラント、ガスプラント、発電所及び船舶などに設置された配管と配管を接続するために用いられていた<sup>191</sup>。

(163) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の用途は共通していた。

### 3-1-6 代替性

---

<sup>188</sup> 産業上の使用者確認票Ⅱ.(3)及び産業上の使用者質問状回答書(様式A-3)

<sup>189</sup> 本邦生産者当初質問状回答書(様式A-10)

<sup>190</sup> 産業上の使用者質問状回答書(調査項目D-1)

<sup>191</sup> 申請書(2-3.(2))、本邦生産者当初質問状回答書(添付資料A-1)、供給者当初質問状回答書(添付資料A-5-3)及び産業上の使用者質問状回答書(様式B-1)

(164) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、「表 25 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」のとおり、「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答が全体の 7 割弱を占め、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

**表 25 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性**

代替可能性の状況	
代替可能性あり	37.5%
一定の条件を満たせば代替可能	31.3%
代替不可能	6.3%
わからない	25.0%

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 E-2-2)、本邦生産者追加質問状回答書(日本ベンド)(様式 J-4(様式 E-2-2 関係))、本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-7(様式 E-2-2 関係))、輸入者当初質問状回答書(様式 E-2-2)及び産業上の使用者質問状回答書(様式 C-2-2)

### 3-1-7 貿易統計上の分類

(165) 当該輸入貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第 7307.93 号に分類される突合せ溶接式継手のうち炭素鋼のもの<sup>192</sup>であり、本邦産同種の貨物も全て同じ HS 番号(突合せ溶接式継手)に分類されることを確認した。

### 3-1-8 同種の貨物の検討についての結論

(166) 上記のとおり、本邦産同種の貨物は、当該輸入貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。したがって、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の貨物であることを確認した。

## 3-2 本邦の産業

(167) 利害関係者から提出された証拠等<sup>193</sup>から、本邦において炭素鋼製突合せ溶接式継手を生産しているのは、ベンカン機工、日本ベンド、古林工業及び東北パイプターン工業の 4 者であることを確認した。

(168) 本邦で炭素鋼製突合せ溶接式継手を生産する者のうち、ベンカン機工、日本ベンド及び古

<sup>192</sup> 財務省告示第 86 号(平成 29 年 3 月 31 日)

<sup>193</sup> 申請書(8-2)及び本邦生産者確認票(東北パイプターン工業)(IV.(4))

林工業の3者については、当該輸入貨物の供給者との関係<sup>194</sup>を確認したところ、特段の関係はなかった<sup>195</sup>。また、本件課税申請の日の6月前の日以後当該申請の日の前日まで（平成27年9月6日から平成28年3月5日まで）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、3者には輸入の事実はなかった<sup>196</sup>。このため、これら3者は本邦の生産者に該当すると判断<sup>197</sup>した。

(169) 他方、東北パイプターン工業については、当該輸入貨物の供給者との関係<sup>198</sup>を確認したところ、特段の関係はなかった<sup>199</sup>が、確認票及び当初質問状の回答<sup>200</sup>から、同者が本件課税申請の日の6月前の日以後当該申請の日の前日までに当該輸入貨物を輸入したことを確認したことから、政令第4条第2項本文に基づき、同者は当該輸入貨物を輸入した生産者に該当することが認められた。このため、政令第4条第2項ただし書に基づき、本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当するかどうかを確認する目的で、同者に対し、平成29年7月24日に送付した追加質問状において、ガイドライン4.(4)二に掲げる事項についての証拠の提出を求めた。

(170) 調査当局は、ガイドライン4.(4)二に掲げる事項について、同者が平成29年8月5日に提出した当該追加質問状の回答から、確認を行った。まず、輸入の実態について、同者は、【輸入先】から、同者の本邦産同種の貨物の生産量に対して約【割合】割にあたる量を、【輸入の目的】していた<sup>201</sup>。また、同者が輸入した当該輸入貨物は、金額ベース及び重量ベースともに、同者の国内販売全体の約【割合】割であり、同者の国内販売の大部分は本邦産同種の貨物が占めていた<sup>202</sup>。次に、調査に対する支持状況については、確認票における同者の「意思表示しない」との回答<sup>203</sup>について確認を行ったところ、【支持状況】<sup>204</sup>旨の回答があった。さらに、同者は平成23年3月に東日本大震災で被災した後、平成26年10月に雇用の維持等に重要な役割を果たすことが見込まれることを理由に、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする補助金<sup>205</sup>の交付を受けていた<sup>206</sup>。以上の状況から、同者の主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であると認め、当該調査の本邦生産者に該当するものと判断<sup>207</sup>した。

(171) 以上のとおり、本邦の産業は、ベンカン機工、日本ベンド、古林工業及び東北パイプターン工業の4者とした<sup>208</sup>。

<sup>194</sup> 政令第4条第2項第1号から4号

<sup>195</sup> 本邦生産者確認票（V.及びVIII.3.）

<sup>196</sup> 本邦生産者確認票（IV.(3)、VII.及びVIII.2.(1)）

<sup>197</sup> 政令第4条第2項

<sup>198</sup> 政令第4条第2項第1号から4号

<sup>199</sup> 本邦生産者確認票（東北パイプターン工業）（V.及びVIII.3.）

<sup>200</sup> 本邦生産者確認票（東北パイプターン工業）（IV.(3)、VII.及びVIII.2.(1)）及び本邦生産者当初質問状回答書（東北パイプターン工業）（調査項目D）

<sup>201</sup> 本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（調査項目J-1及びJ-4（A-11関係））

<sup>202</sup> 本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（調査項目J-5-1（様式B-1関係））

<sup>203</sup> 本邦生産者確認票（東北パイプターン工業）（VIII.1.(1)）

<sup>204</sup> 本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（調査項目J-1-②）

<sup>205</sup> 中小企業等グループ施設復旧整備 補助金交付 要綱

（<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/320461.pdf>）

<sup>206</sup> 宮城県 Web サイト（<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/280047.pdf>）

<sup>207</sup> 政令第4条第2項

<sup>208</sup> 協定4.1、政令第4条第2項及びガイドライン4.(1)

また、「表 26 本邦の産業の状況（平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月）」のとおり、これら 4 者の平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月における生産量は【数値】トンであり、これら 4 者が本邦で生産する炭素鋼製突合せ溶接式継手が、本邦における炭素鋼製突合せ溶接式継手の総生産高に占める割合は 100%であった。

**表 26 本邦の産業の状況（平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月）**

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況 (申請者を除く)	調査への協力
	生産高 (MT)	占拠率 (%)			
ベンカン機工	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
日本バンド	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
古林工業	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
東北パイプターン工業	【数値】	【数値】	有り	意思表明しない	協力する
合計	【数値】	100%			

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書（古林工業）（様式 J-2-1（様式 B-1 関係））、本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-5-1（様式 B-1 関係））及び本邦生産者確認票（IV.(3)、III.(1)及びVIII.1(1)）

### 3-3 累積的な評価

#### 3-3-1 累積的な評価

(172) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの適否について、  
 (ア) 同時に複数の供給国が調査対象となっていること、  
 (イ) 各国からの輸入に係る不当廉売価格差が僅少ではないこと、  
 (ウ) 各国からの輸入数量が無視できないこと、  
 (エ) 輸入製品の間競争の状態及び輸入製品と国内の同種の製品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であること、  
 について、検討<sup>209</sup>した。

#### 3-3-2 当該輸入貨物の供給国、不当廉売差額、輸入量及び競争状態

##### 3-3-2-1 当該輸入貨物の供給国

(173) 当該輸入貨物の供給国は韓国及び中国であり、複数の供給国が調査対象である。

##### 3-3-2-2 当該輸入貨物の不当廉売差額

(174) 当該輸入貨物の不当廉売による正常価格との価格差は、上記「2-2-5 韓国の供給者の不当廉売差額率」及び「2-3-6 中国の供給者の不当廉売差額率」のとおり、輸出取引価格に対する百分率によって表示した場合、いずれも 2%を超えており、僅少ではない。

<sup>209</sup> 協定 3.3

### 3-3-2-3 当該輸入貨物の輸入量

(175) 当該輸入貨物の輸入量について、不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する調査の対象期間<sup>210</sup>である平成27年10月～平成28年9月では、「表27 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、総輸入量12,544MTのうち、韓国からの輸入量が1,996MT（総輸入量比15.9%）、中国からの輸入量が821MT（同6.5%）となっており、いずれも無視できない数量であった。

表27 当該輸入貨物の輸入量

		年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
当該輸入貨物の 輸入量（合計）	輸入量（MT）		2,516	3,731	2,764	2,817
	対総輸入量		21.8%	29.6%	22.4%	22.5%
韓国	輸入量（MT）		1,790	2,659	1,890	1,996
	対総輸入量		15.5%	21.1%	15.4%	15.9%
中国	輸入量（MT）		726	1,072	873	821
	対総輸入量		6.3%	8.5%	7.1%	6.5%
第三国からの輸入量	輸入量（MT）		9,045	8,854	9,549	9,726
	対総輸入量		78.2%	70.4%	77.6%	77.5%
総輸入量（MT）			11,562	12,585	12,313	12,544

（出所）財務省貿易統計

（注1）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（韓国＋中国）（MT）

### 3-3-2-4 原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間の競争状態

(176) 原産国が異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間の競争状態に関して、原産国間の代替性に関する本邦生産者質問状、輸入者質問状及び産業上の使用者質問状の回答書を集計したところ、「表28 原産国間の代替性（本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者合計）」のとおり、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物のうち韓国を供給国とする輸入貨物（以下「韓国産輸入貨物」という。）の間では、「わからない」との回答を除けば、全ての者が「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」と回答していた。また、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物のうち中国を供給国とする輸入貨物（以下「中国産輸入貨物」という。）の間でも、「わからない」との回答を除けば、「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答が8割を占めていたことから、本邦産同種の貨物は、韓国産輸入貨物及び中国産輸入貨物それぞれと競争状態にあることが認められた。

同様に、韓国産輸入貨物と中国産輸入貨物の間の代替性についても、「わからない」との回答を除けば、全ての回答が「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」と回答しており、これらの輸入貨物の間でも競争状態にあることが認められた。

(177) また、「一定の条件を満たせば代替可能」と回答した者は、その条件の内容として、客先が要求する仕様を満足していることや客先の承認を得られること等の条件を満たしていれば原

<sup>210</sup> ガイドライン 6.(6)

産国に関係なく代替可能である旨<sup>211</sup>回答していたことから、原産国間の代替性を否定するものではないことが認められた。なお、「わからない」と回答した者の多くは、調査対象国のいずれか1ヶ国のみからの当該輸入貨物を輸入等していた者であった。

(178) よって、原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間には代替性があり、また、下記「**3-5-1-4 販売及び市場占拠率**」で述べるとおり、実際に本邦の市場において競争状態にあることから、当該輸入貨物相互の競争状態及び当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との間の競争状態に照らし、輸入の及ぼす影響を累積的に評価<sup>212</sup>することが適当であると認められた。

**表 28 原産国間の代替性（本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者合計）**

原産国	回答	回答の割合		
		韓国	中国	第三国
日本	代替可能性あり	62.5%	12.5%	25.0%
	一定の条件を満たせば代替可能	25.0%	37.5%	50.0%
	代替不可能	0.0%	12.5%	0.0%
	わからない	12.5%	37.5%	25.0%
韓国	代替可能性あり		14.3%	25.0%
	一定の条件を満たせば代替可能		28.6%	50.0%
	代替不可能		0.0%	0.0%
	わからない		57.1%	25.0%
中国	代替可能性あり			0.0%
	一定の条件を満たせば代替可能			50.0%
	代替不可能			0.0%
	わからない			50.0%

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 E-2-2）、本邦生産者追加質問状回答書（日本バンド）（様式 J-4（様式 E-2-2 関係））、本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-7（様式 E-2-2 関係））、輸入者当初質問状回答書（様式 E-2-2）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 C-2-2）

### 3-3-3 結論

(179) 以上により、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響について、韓国産輸入貨物及び中国産輸入貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価<sup>213</sup>することが適当と判断した。

### 3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

<sup>211</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（様式 E-2-3）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 C-2-3）

<sup>212</sup> 協定 3.3

<sup>213</sup> 協定 3.3

### 3-4-1 当該輸入貨物の輸入量

(180) 当該輸入貨物の輸入量の推移は、前述の「表 27 当該輸入貨物の輸入量」のとおりであった。当該輸入貨物の輸入は、平成 25 年には 2,516MT であり、同年の総輸入量の 21.8%を占めていた。その後、平成 26 年には 3,731MT (平成 25 年比 48 ポイント増) と急激に増加し、平成 27 年には 2,764MT (平成 25 年比 10 ポイント増) に一旦増加幅が減少したものの、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月には、2,817MT (平成 25 年比 12 ポイント増) と増加に転じており、調査対象期間全体で見ると増加傾向を示していた。

(181) 一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、「表 29 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化」とおり、調査対象期間を通じて減少傾向を示しており、平成 25 年と比較して平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月には 16 ポイントの減少となった。

表 29 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
当該輸入貨物の輸入量 (MT)	【100】 2,516	【148】 3,731	【110】 2,764	【112】 2,817
本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量)	【100】	【93】	【95】	【84】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書 (様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書 (古林工業) (様式 J-2-1 (様式 B-1 関係)) 及び本邦生産者追加質問状回答書 (東北パイプターン工業) (様式 J-5-1 (様式 B-1 関係))

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

(182) また、本邦の市場における当該輸入貨物、本邦産同種の貨物の本邦での消費における相対的な変化を見ると、「表 30 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化 (市場占拠率) 及び本邦の需要量の推移」とおり、調査対象期間を通じて本邦の市場に大きな変動がない中で、当該輸入貨物の市場占拠率は増加傾向にあり、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月には平成 25 年に比べて 14 ポイント増加した。これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は年々減少し、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月には平成 25 年に比べて 15 ポイント減少した。

なお、第三国産同種の貨物の占拠率は、平成 26 年に減少し、平成 27 年以降は緩やかに増加していたが、第三国産同種の貨物による本邦の産業への影響の検討結果については、下記「4 因果関係」で述べる。

表 30 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化 (市場占拠率) 及び本邦の需要量の推移

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
当該輸入貨物の占拠率 (%)	【100】	【145】	【108】	【114】
本邦産同種の貨物の占拠率 (%)	【100】	【91】	【93】	【85】
第三国産同種の貨物の占拠率 (%)	【100】	【96】	【104】	【109】
需要量 (MT)	【100】	【102】	【102】	【98】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))

(注 1) 需要量(MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 総輸入量(MT)

(注 2) 当該輸入貨物の占拠率(%) = 当該輸入貨物の輸入量(MT) / 需要量(MT) × 100

(注 3) 本邦産同種の貨物の占拠率(%) = 本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) / 需要量(MT) × 100

(注 4) 第三国産同種の貨物の占拠率(%) = 当該輸入貨物の供給国以外からの輸入量(MT) / 需要量(MT) × 100

(注 5) 各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

### 3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(183) 当該輸入貨物の本邦における販売価格<sup>214</sup>と、本邦産同種の貨物の本邦における販売価格<sup>215</sup>について、年別加重平均価格を比較した。「表 31-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、工場渡し<sup>216</sup>)」のとおり、本邦産同種の貨物の販売価格は、前年と比べて、平成 26 年は 23 ポイント上昇したが、平成 27 年は 4 ポイント下落し、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月は 13 ポイント下落した。一方で、当該輸入貨物の販売価格は、前年と比べて、平成 26 年は 11 ポイント上昇し、平成 27 年は 4 ポイント上昇したが、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月は 18 ポイント下落した。

本邦産同種の貨物の販売価格が平成 26 年に上昇したのは、【価格が変動した理由】を理由に、平成 25 年 5 月に続き、平成 26 年 11 月にも価格表を改定し値上げを行ったことによるもの<sup>217</sup>であった。しかしながら、上記「3-4-1 当該輸入貨物の輸入量」及び「表 31-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、工場渡し)」のとおり、平成 26 年に安価な当該輸入貨物の輸入量が急激に増加した結果、平成 27 年以降は、【価格が変動した理由】<sup>218</sup>ため、価格が下落したものであった。

このような状況において、当該輸入貨物の販売価格は全ての期間で本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、調査対象期間を通じて著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

<sup>214</sup> 中国産輸入貨物の販売価格に関する情報が得られなかったことから、当該輸入貨物については輸入価格を使用した。

<sup>215</sup> 同業者を除く非関連企業間の取引のみを対象とし、また、販売価格から運賃、保険料及び配送に応じた梱包費を差し引いた価格を使用した。

<sup>216</sup> 「工場渡し」とは、販売者の工場(又は倉庫等)で貨物を受け渡し、受渡し後の運賃等は購入者が負担する場合をいう。

<sup>217</sup> 本邦生産者当初質問状回答書(ベンカン機工)(調査項目 F-1-2 及び添付資料 G-2-5-2)及び本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(調査項目 J-6 及び添付資料 J-6-1-①)

<sup>218</sup> 本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(調査項目 J-6(F-2-2 関係)及び添付資料 J-7(F-2-3 関係))

表 31-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し）

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
本邦産同種の貨物（円/kg）	【100】	【123】	【119】	【106】
当該輸入貨物（円/kg）	【100】	【111】	【115】	【97】
	337	374	388	325
価格比（%）	【60-75】	【50-70】	【55-75】	【50-70】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者追加質問状回答書（ベンカン機工）（様式 J-1-2（様式 B-1 関係）及び様式 K-1）、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書（日本ベンド）（様式 J-2-2（様式 B-1 関係）及び様式 K-1）、本邦生産者当初質問状回答書（古林工業）（添付資料 G-1）、本邦生産者追加質問状回答書（古林工業）（様式 J-2-2（様式 B-1 関係））、本邦生産者当初質問状回答書（東北パイプターン工業）（添付資料 G-1）及び本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-5-2（様式 B-1 関係））

（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物（円/kg）／本邦産同種の貨物（円/kg）×100

（注 2）各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

（184）また、同一品種について比較可能であった【数値】品種に関する平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月の当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の販売価格の加重平均価格を比較したところ、「表 31-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（品種別、工場渡し）」のとおり、当該輸入貨物の販売価格は、比較した【数値】品種全てにおいて、本邦産同種の貨物の販売価格を下回り、かつ、本邦産同種の貨物の販売価格に対する当該輸入貨物の販売価格の比率は【数値】%であり、上記(183)にある全ての品種にかかる販売価格を比較した場合と同様に、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

表 31-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（品種別、工場渡し）

形状	メッキの有無	用途	径の呼び	本邦産同種の貨物 (円/kg)	当該輸入貨物 (円/kg)
90度エルボ・ショート	無	一般配管用	350A(14)	【100】	【72】
90度エルボ・ショート	無	一般配管用	400A(16)	【100】	【65】
45度エルボ・ショート	無	一般配管用	350A(14)	【100】	【61】
45度エルボ・ショート	無	高温配管用	350A(14)	【100】	【57】

（出所）本邦生産者追加質問状回答書（様式 K-1）、供給者当初質問状回答書（様式 B）及び本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-6（様式 D-2・D-3 関係））

（注 1）各欄の【 】は、本邦産同種の貨物の販売価格を 100 とする指数である。

（185）以上のとおり、調査対象期間中、当該輸入貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

### 3-4-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(186) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、平成 25 年以降、調査対象期間を通じて増加傾向を示していた。その一方で本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間を通じて減少傾向にあった。

また、本邦産同種の貨物の価格が平成 26 年以降下落傾向にあった一方で、当該輸入貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に下回り、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

### 3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(187) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に係る有する全ての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価<sup>219,220</sup>した。

#### 3-5-1 マクロ指標

##### 3-5-1-1 生産高（生産量）

(188) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 32 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、平成 26 年は平成 25 年に比べて 13 ポイントと大きく減少した後、平成 27 年は平成 26 年に比べて 4 ポイント増加したものの、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月には平成 27 年に比べて 10 ポイント減少し、調査対象期間を通じて減少傾向にあった。

表 32 本邦の産業の生産量の推移

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
生産量 (MT)	【100】	【87】	【91】	【81】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書（古林工業）（様式 J-2-1（様式 B-1 関係））及び本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-5-1（様式 B-1 関係））

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

##### 3-5-1-2 生産能力・操業度（稼働率）

(189) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した操業度（稼働率）は、「表 33 本邦の産業の稼働率の推移」のとおり、平成 26 年は平成 25 年に比べて 13 ポイントと大きく減少した後、平成 27 年は平成 26 年と比べて 4 ポイント増加したものの、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月は平成 27 年と比べて 10 ポイント減少した。これは、調査対象期間を通じ

<sup>219</sup> 協定 3.4

<sup>220</sup> 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、評価を行った。

て本邦生産者の生産能力に変動はなかったが、上記「**3-5-1-1 生産高(生産量)**」で述べたとおり、調査対象期間を通じて生産量が減少傾向にあったことから、稼働率も同様に低下したことによるものであった。

**表 33 本邦の産業の稼働率の推移**

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
生産量 (MT)	【100】	【87】	【91】	【81】
生産能力 (MT)	【100】	【100】	【100】	【100】
稼働率 (%)	【100】	【87】	【91】	【81】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(様式 J-1-1(様式 B-1 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))

(注 1) 稼働率 (%) = 生産量 (MT) / 生産能力 (MT / 年)

(注 2) 生産能力については、本邦産同種の貨物以外の製品を含む数字を使用した<sup>221</sup>。

(注 3) 各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

### 3-5-1-3 在庫

(190) 本邦の産業の期末在庫について、「**表 34 本邦の産業の在庫の推移**」のとおり、調査対象期間を通じて、在庫量はほぼ横ばいであったが、在庫率は上昇傾向にあった。これは、上記「**3-5-1-1 生産高(生産量)**」及び下記「**3-5-1-4 販売及び市場占拠率**」に記載のとおり、生産量及び国内販売量がともに減少傾向にあったため、在庫量が横ばいとなった一方、在庫率が上昇したものであった。

**表 34 本邦の産業の在庫の推移**

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
在庫量 (MT)	【100】	【98】	【99】	【101】
在庫率 (%)	【100】	【112】	【109】	【124】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(様式 J-1-1(様式 B-1 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))

(注 1) 在庫率 (%) = 本邦生産者の期末在庫量 (MT) / 本邦産同種の貨物の生産量 (MT)

(注 2) 各欄の【 】は平成 25 年を 100 とする指数である。

<sup>221</sup> 協定 3.6

### 3-5-1-4 販売及び市場占拠率

(191) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、上記「3-4-1 当該輸入貨物の輸入量」で分析したとおり、調査対象期間中、当該輸入貨物の輸入が増加傾向にある一方で減少傾向を示しており、「表 35 本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率の推移」のとおり、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月は平成 25 年と比べ 16 ポイントの減少となった。これは、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、当該輸入貨物の販売価格は全ての期間で本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、【成約件数が減少した理由】<sup>222</sup>等によって、成約数量が減少したこと等によるものであった。なお、国内販売量に対する自家消費量の割合は、調査対象期間を通じて 0.5～0.7% 程度と小さく、ほぼ横ばいであったことから、国内販売量に影響を与えるものではなかった。

(192) また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、「表 35 本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率の推移」のとおり、調査対象期間を通じて減少傾向にあり、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月は平成 25 年と比べ 15 ポイントの減少となった。さらに、上記「3-4-1 当該輸入貨物の輸入量」における分析の結果と併せて検討すると、調査対象期間を通じて国内市場に大きな変動がないものの、当該輸入貨物の市場占拠率が拡大した一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は縮小したことを確認した。

表 35 本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率の推移

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
国内販売量 (MT)	【100】	【93】	【95】	【84】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率 (%)	【100】	【91】	【93】	【85】
自家消費量 (MT)	【100】	【138】	【113】	【113】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターニング工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))

(注 1) 本邦産同種の貨物の占拠率 (%) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 2) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 3) 各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

### 3-5-2 ミクロ指標

#### 3-5-2-1 利潤

(193) 本邦の産業の売上高は、「表 36 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、平成 26 年は平成 25 年と比べて 8 ポイント増加し、平成 27 年は横ばいであったが、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月は平成 27 年と比べて 21 ポイント減少した。これは、日本ベンドが【売上高が変動し

<sup>222</sup> 本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(調査項目 J-6(F-2-2 関係))及び添付資料 J-7(F-2-3 関係)、本邦生産者現地調査報告書(ベンカン機工) 2.(5)及び本邦生産者現地調査資料(ベンカン機工) (19)

た理由】<sup>223</sup>という一時的な理由により売上高が増加したものの、上記「**3-5-1-4 販売及び市場占拠率**」に述べたとおり、調査対象期間中、国内販売量が減少傾向にあったために、平成27年10月～平成28年9月に大きく減少したものであった。

売上総利益は、平成26年に平成25年と比べて17ポイント増加したものの、平成27年は平成26年と比べて22ポイント減少し、平成27年10月～平成28年9月には平成27年と比べて45ポイントと大幅に減少した。これは、平成26年に日本ベンドが【売上総利益が変動した理由】<sup>224</sup>ことにより一時的に増加したものの、平成27年は、本邦産同種の貨物の販売価格の低下により、国内販売量が増加してもなお売上総利益が減少し、平成27年10月～平成28年9月は、更なる本邦産同種の貨物の販売価格の低下によって売上総利益が更に減少したことによるものであった。また、売上高総利益率についても、平成26年は平成25年に比べて微増したが、その後は大きく減少した。

営業利益についても、売上総利益と同様の傾向を示しており、平成26年は平成25年と比べて65ポイント増加したが、平成27年は平成26年と比べて122ポイント減少し、さらに、平成27年10月～平成28年9月は平成27年と比べて212ポイントと大幅に減少し、マイナスに転じた。また、売上高営業利益率をみると、平成26年に一旦増加したものの、その後は減少し、平成27年10月～平成28年9月は平成25年と比べて大幅に減少した。

**表 36 本邦の産業の利潤の推移**

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
売上高（百万円）	【100】	【108】	【109】	【88】
売上総利益（百万円）	【100】	【117】	【95】	【50】
営業利益（百万円）	【100】	【165】	【43】	【-169】
売上高総利益率（%）	【100】	【108】	【88】	【56】
売上高営業利益率（%）	【100】	【152】	【40】	【-191】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-2-2）、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書（日本ベンド）（様式 G-2-2）、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書（古林工業）（様式 J-7-1（様式 G-2-2 関係））及び本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-10（様式 G-2-2 関係））

（注 1）売上高総利益率（%）＝売上総利益（百万円）／売上高（百万円）

（注 2）売上高営業利益率（%）＝営業利益（百万円）／売上高（百万円）

（注 3）各欄の【 】は、平成25年を100とする指数である。

### 3-5-2-2 投資及び投資収益

（194）本邦の産業の投資は、「表 37 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成26年は平成25年と比べて102ポイント増加し、平成27年以降は減少した。また、設備投資の具体的な内容としては、【投資目的】等、最低限必要な投資に限られていた<sup>225</sup>。

<sup>223</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（日本ベンド）（調査項目 G-2-6）

<sup>224</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（日本ベンド）（調査項目 G-2-6）

<sup>225</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-4）

**表 37 本邦の産業の設備投資額の推移**

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
設備投資額 (百万円)	【100】	【202】	【144】	【29】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書 (様式 G-4) 及び本邦生産者追加質問状回答書 (東北パイプター  
ン工業) (様式 J-14 (様式 G-4 関係))

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

(195) 本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額 (取得原価及び帳簿価  
格) で除して算出した投資収益率により分析したところ、「表 38 本邦の産業の投資収益率  
の推移」のとおりとなった。上記「3-5-2-1 利潤」で述べたとおり、営業利益が増  
加したために、平成 26 年の投資収益率は帳簿価額及び取得原価のいずれも、平成 25 年に比  
べて増加した一方で、平成 27 年以降は営業利益が大幅に減少したために、投資収益率も大幅  
に減少し、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月には平成 25 年と比べて帳簿価額がマイナス 155  
ポイント、取得価額がマイナス 160 ポイントと悪化していたことが認められた。

**表 38 本邦の産業の投資収益率の推移**

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
投資収益率 (%)				
営業利益/設備投資評価額 (帳簿価額)	【100】	【142】	【35】	【-155】
営業利益/設備投資評価額 (取得原価)	【100】	【159】	【41】	【-160】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書 (様式 G-2-2 及び様式 G-4)、本邦生産者追加質問状不備改め  
版回答書 (日本ベンド) (様式 G-2-2)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書 (古林工業)  
(様式 J-7-1 (様式 G-2-2 関係))、本邦生産者追加質問状回答書 (東北パイプターン工業) (様  
式 J-10 (様式 G-2-2 関係)) 及び本邦生産者追加質問状回答書 (東北パイプターン工業) (様  
式 J-14 (様式 G-4 関係))

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

### 3-5-2-3 資金流出入 (キャッシュフロー)

(196) 本邦の産業のキャッシュフロー (営業キャッシュフロー) は、「表 39 本邦の産業のキャ  
ッシュフローの推移」のとおり、平成 25 年は赤字であったが、平成 26 年から平成 27 年  
にかけて増加し、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月は、平成 25 年と比べてマイナス 368 ポイン  
トと、大幅な赤字となった。平成 26 年及び平成 27 年にキャッシュフローが増加したのは、  
日本ベンドが【キャッシュフローの変動理由】<sup>226</sup>という一時的な理由によるものであり、平  
成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月には、上記「3-5-2-1 利潤」で述べたとおり、営業  
利益が減少したことにより、本邦産業のキャッシュフローは悪化していた。

<sup>226</sup>本邦生産者追加質問状回答書 (日本ベンド) (調査項目 J-7 (G-3-4 関係))

**表 39 本邦の産業のキャッシュフローの推移**

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
キャッシュフロー (百万円)	【100】	【784】	【995】	【-368】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-3-2)、本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工(様式 J-10(様式 G-3-2 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 G-3-2)(修正版)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J-10-1(様式 G-3-2 関係))、本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-12(様式 G-3-2 関係))及び本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(東北パイプターン工業)(添付資料 J-12)

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

### 3-5-2-4 資金調達能力

(197) 本邦の産業の炭素鋼製突合せ溶接式継手事業に関する資金調達能力について、本邦の生産者の回答から、総じて影響がなかったことが確認された。ただし、1 者から【資金調達能力に影響を及ぼした要因】との回答<sup>227</sup>があった。

### 3-5-2-5 雇用

(198) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 40 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、平成 26 年に増加し、平成 27 年以降は横ばいで推移した。これには、古林工業が【雇用人数の変動理由】<sup>228</sup>という一時的な理由が影響した。

**表 40 本邦の産業の平均雇用人数の推移**

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
平均雇用人数(人)	【100】	【104】	【104】	【105】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者現地調査提出資料(ベンカン機工)(11)及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))

(注 1) 【本邦生産者名】の平均雇用人数については、本邦産同種の貨物以外の製品の製造等に従事する人員を含んだ数字を使用した<sup>229</sup>。

(注 2) 各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

### 3-5-2-6 賃金

(199) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)は、「表 41 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)の推移」のとおり、調査対象期間を通じて減少傾向にあった。

<sup>227</sup> 本邦生産者当初質問状回答書(ベンカン機工)(調査項目 G-6-3 及び G-6-4)

<sup>228</sup> 本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(調査項目 J-2-6(様式 B-1 関係))

<sup>229</sup> 協定 3.6

**表 41 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移**

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【95】	【96】	【93】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者現地調査提出資料(ベンカン機工)(11)、  
本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))及び本邦  
生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))

(注 1) 一人当たりの月平均賃金(千円) = 賃金の合計(千円/月) / 平均雇用人数(人)

(注 2) 平均雇用人数は、「表 40 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注 3) 【本邦生産者名】の平均雇用人数については、本邦産同種の貨物以外の製品の製造等に従事する  
人員を含んだ数字を使用した<sup>230</sup>。

(注 4) 各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

### 3-5-2-7 生産性

(200) 本邦の産業の生産性は、「表 42 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。雇用者  
一人当たりの生産高(生産量)を示す物的生産性については、調査対象期間を通じて減少し  
ていた。上記「3-5-2-5 雇用」で述べたとおり、平均雇用人数は調査対象期間を通  
じてやや増加していたものの、上記「3-5-1-1 生産高(生産量)」に述べたとおり、  
生産量が減少傾向にあったことから、調査対象期間を通じて、物的生産性は低下していた。

(201) また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、平成 26 年は平成 25 年と  
比べて 4 ポイント上昇したが、平成 27 年は横ばいで推移し、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9  
月には平成 27 年と比べて 21 ポイント下落した。これは、上記「3-5-2-5 雇用」に  
述べたとおり、平均雇用人数は調査対象期間を通じてやや増加していたものの、上記「3-  
5-2-1 利潤」で分析したとおり、日本ベンドが【売上高が変動した理由】<sup>231</sup>という一  
時的な理由により、売上高が、平成 26 年に平成 25 年と比べて増加し、平成 27 年は横ばい  
となり、平成 27 年 10 月~平成 28 年 9 月は平成 27 年と比べて下落したことから、価値生産  
性は全体として低下傾向にあった。

**表 42 本邦の産業の生産性の推移**

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
物的生産性(MT/人)	【100】	【84】	【88】	【77】
価値生産性(千円/人)	【100】	【104】	【105】	【84】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者現地調査提出資料(ベンカン機工)(11)、  
本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))、本  
邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))及び本邦生  
産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))

(注 1) 物的生産性(MT/人) = 本邦産同種の貨物の生産量(MT) / 平均雇用人数(人)

<sup>230</sup> 協定 3.6

<sup>231</sup> 本邦生産者当初質問状回答書(日本ベンド)(調査項目 G-2-6)

(注 2) 価値生産性(千円/人) = (本邦産同種の貨物の国内販売額(千円) + 本邦産同種の貨物の自家消費額(千円)) / 平均雇用人数(人)

(注 3) 平均雇用人数は、「表 40 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注 4) 【本邦生産者名】の平均雇用人数については、本邦産同種の貨物以外の製品の製造等に従事する人員を含んだ数字を使用した<sup>232</sup>。

(注 5) 各欄の【 】は、平成 25 年を 100 とする指数である。

### 3-5-2-8 成長

(202) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響について検討するために、本邦産業の研究開発の動向を確認したところ、調査対象期間中、研究開発費に資金を投じた旨の回答はなかった。また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記「3-5-2-2 投資及び投資収益」で分析したとおり、設備投資の具体的な内容は、【投資目的】等、最低限必要な投資に限られており<sup>233</sup>、総じて低調であった。

### 3-5-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因

(203) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価及び需給バランスについて検討した。

(204) 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、「表 43 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおりであった。

製造原価は、調査対象期間を通じて上昇傾向にあり、平成 26 年は平成 25 年に比べて 13 ポイント上昇し、その後はほぼ横ばいで推移した。製造原価の内訳をみると、製造原価の約【数値】割を占める原材料費が、調査対象期間中に原材料価格が値上がりしたことにより、上昇傾向にあった<sup>234</sup>。一方、製品 1kg 当たりの製造原価に占める労務費及び経費も上昇傾向にあったが、上記「3-5-1-1 生産高(生産量)」のとおり生産量が減少したことが主たる要因であると認められた。

(205) 本邦産同種の貨物の国内販売価格については、【価格が変動した理由】ため、平成 25 年及び 26 年に値上げしたところ、平成 26 年に安価な当該輸入貨物の輸入量が増加したことから、平成 27 年以降、製造原価が上昇していたにもかかわらず、販売価格を引き下げざるを得なかった。そして、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月に、安価な当該輸入貨物により、製造原価の上昇分を十分に販売価格に転嫁できず、国内販売価格が引き下げられていたことが認められた。

<sup>232</sup> 協定 3.6

<sup>233</sup> 本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-4)

<sup>234</sup> 本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 G-2-5)、本邦生産者現地調査報告書(バンカン機工)(調査項目 2-(2)-(ウ))及び本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(添付資料 J-6-②)

**表 43 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移**

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
製造原価合計 (円/kg)	【100】	【113】	【114】	【115】
原材料費 (円/kg)	【100】	【109】	【111】	【112】
労務費 (円/kg)	【100】	【115】	【119】	【126】
経費 (円/kg)	【100】	【118】	【115】	【112】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【123】	【119】	【106】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1 及び様式 G-2-2)、本邦生産者追加質問状回答書(ベンカン機工)(様式 J-1-2(様式 B-1 関係)及び様式 K-1)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本バンド)(様式 J-2-2(様式 B-1 関係)、様式 G-2-2 及び様式 K-1)、本邦生産者当初質問状回答書(古林工業)(添付資料 G-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J-2-2(様式 B-1 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係)及び様式 J-7-1(様式 G-2-2 関係))、本邦生産者当初質問状回答書(東北パイプターン工業)(添付資料 G-1)及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係)、様式 J-5-2(様式 B-1 関係)及び様式 J-10(様式 G-2-2 関係))

(注 1) 1kg 当たりの原材料費 (円/kg) = 原材料費 (円) / 生産量 (kg)

(注 2) 1kg 当たりの労務費 (円/kg) = 労務費 (円) / 生産量 (kg)

(注 3) 1kg 当たりの経費 (円/kg) = 経費 (円) / 生産量 (kg)

(注 4) 各欄の【 】は平成 25 年を 100 とする指数である。

(206) 本邦の需給バランスについては、調査対象期間における需要量と供給量を算出したところ、「**表 44 本邦の需給バランスと価格の推移**」のとおりとなった。調査対象期間を通じて需要量はほぼ横ばいの中、供給量についても同様に大きな変動はなく、需給バランスは調査対象期間を通じてほぼ横ばいであった。他方、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 26 年は平成 25 年より上昇したものの、その後は調査対象期間を通じて低下した。これらのことから、需給バランスの変動が本邦産同種の貨物の国内販売価格に影響を及ぼしたとは認められなかった。

表 44 本邦の需給バランスと価格の推移

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
需要量 (MT)	【100】	【102】	【102】	【98】
供給量 (MT)	【100】	【102】	【101】	【99】
輸入量 (韓国) (MT)	【100】	【149】	【106】	【112】
	1,790	2,659	1,890	1,996
輸入量 (中国) (MT)	【100】	【148】	【120】	【113】
	726	1,072	873	821
輸入量 (その他) (MT)	【100】	【98】	【106】	【108】
	9,045	8,854	9,549	9,726
国内向け供給量 (MT)	【100】	【93】	【95】	【84】
国内向け期末在庫量 (MT)	【100】	【98】	【100】	【101】
需給バランス	【100】	【99】	【100】	【101】
本邦産同種の貨物の国内販売価格 (円/kg)	【100】	【123】	【119】	【106】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(ペンカン機工)(様式 J-1-2(様式 B-1 関係)及び様式 K-1)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(日本ベンド)(様式 J-2-2(様式 B-1 関係)及び様式 K-1)、本邦生産者当初質問状回答書(古林工業)(添付資料 G-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J-2-2(様式 B-1 関係))、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))、本邦生産者当初質問状回答書(東北パイプターン工業)(添付資料 G-1)及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターン工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係)及び様式 J-5-2(様式 B-1 関係))

(注 1) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 2) 供給量 (MT) = 国内向け供給量 (MT) + 国内向け期末在庫量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 3) 輸入量 (その他) (MT) = 総輸入量 (MT) - 輸入量 (韓国) (MT) - 輸入量 (中国) (MT)

(注 4) 国内向け供給量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT)

(注 5) 国内向け期末在庫量 (MT) = 期末在庫量 (MT) × ((本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT)) / (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 輸出量 (MT))

(注 6) 需給バランス (%) = 供給量 (MT) / 需要量 (MT)

(注 7) 各欄の【 】は平成 25 年を 100 とする指数である。

### 3-5-2-10 不当廉売価格差の大きさ

(207) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の国内販売価格の差について、「表 45 不当廉売価格差率と国内販売価格差率(平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月まで)」に示した不当廉売価格差率と国内販売価格差率を比較すると、不当廉売価格差率は国内販売価格差率を上回る。このことから、当該輸入貨物と国内販売価格との差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであると認められた。

**表 45 不当廉売価格差率と国内販売価格差率（平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月まで）**

対象期間	平成27年10月から 平成28年9月まで
不当廉売価格差率（％）	61.9%
国内販売価格差率（％）	【50-75】

（注 1）国内販売価格差率(%)= (本邦産同種の貨物の国内販売価格(円/kg)－当該輸入貨物の国内販売価格(円/kg)) / 当該輸入貨物の国内販売価格(円/kg)

**表 45-1 不当廉売価格差率（平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月まで）**

	韓国	中国
調査対象国別不当廉売価格差率（％）	62.4%	60.8%
輸入量（kg）	1,996,433	820,982
加重平均後不当廉売価格差率（％）	61.9%	

（出所）財務省貿易統計

（注 1）調査対象国別不当廉売価格差率(%)のうち、韓国については、「表 22 韓国の供給者の不当廉売差額率」に記載した各社の不当廉売差額率の加重平均により算出し、中国については、「表 24 中国の供給者の不当廉売差額率」に記載した数字を使用した。

**表 45-2 国内販売価格差率（平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月まで）**

対象期間	平成27年10月から 平成28年9月まで
本邦産同種の貨物の国内販売価格 (円/kg)	【数値】
当該輸入貨物の国内販売価格 (円/kg)	325
本邦産同種の貨物の国内販売価格－ 当該輸入貨物の国内販売価格 (円/kg)	【数値】
国内販売価格差率（％）	【50-75】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者追加質問状回答書（ベンカン機工）（様式 J-1-2（様式 B-1 関係）及び様式 K-1）、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書（日本バンド）（様式 J-2-2（様式 B-1 関係）及び様式 K-1）、本邦生産者当初質問状回答書（古林工業）（添付資料 G-1）、本邦生産者追加質問状回答書（古林工業）（様式 J-2-2（様式 B-1 関係））、本邦生産者当初質問状回答書（東北パイプターン工業）（添付資料 G-1）及び本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-5-2（様式 B-1 関係））

（注 1）国内販売価格差率(%)= (本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格(円/kg)－調査対象貨物の本邦における販売価格(円/kg)) / 調査対象貨物の本邦における販売価格(円/kg)

### 3-5-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(208) 調査対象期間を通して需要に大きな変動がない中、本邦産同種の貨物の販売価格が、【価格が変動した理由】、平成 26 年に上昇したところ、安価な当該輸入貨物の輸入量が急激に増加し、これにより、平成 26 年に本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率が減少した。平成 27 年は、本邦産同種の貨物の販売価格が低下し、国内販売量の更なる低下は認められなかったが、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月は、安価な当該輸入貨物の販売価格の低下を受けて、本邦産同種の貨物の販売価格が更に低下するとともに、国内販売量も低下した。その結果、本邦の産業の売上高が大きく減少した。「表 36 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、平成 26 年に売上総利益及び営業利益は一時的な理由により増加したものの、上記「3-5-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因」で分析したとおり、平成 27 年以降、原材料費が上昇していたにもかかわらず、本邦産同種の貨物の販売価格が下落し、売上総利益及び営業利益は下落に転じた。平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月には、安価な当該輸入貨物の販売価格の更なる低下を受け、本邦産同種の貨物の販売価格及び国内販売量も低下した結果、売上総利益が大きく減少し、営業利益はマイナスに転じた。

(209) 本邦産同種の貨物の国内販売量の減少により、本邦の産業の生産量が減少したことしたことから、物的生産性の低下を招いた。さらに、価値生産性の低下は売上高の減少を反映し、キャッシュフローの悪化及び投資収益の低調さは利潤の低下を反映しており、これらからも当該輸入貨物による悪影響が認められた。また、調査対象期間中の投資は、【投資目的】等の必要最低限なものに限られていた<sup>235</sup>。

(210) 以上を総合的に評価し、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これによる本邦の産業の実質的損害が認められた。

### 3-6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

(211) 本邦における炭素鋼製突合せ溶接式継手の需要が調査対象期間を通じてほぼ横ばいの中、本邦の市場での当該輸入貨物の国内販売量は増加傾向にあった一方で、本邦産同種の貨物の国内販売量は減少した。さらに、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物は上記「3-1-6 代替性」で分析したとおり高い代替性を有しており、購入の際、ほとんどの産業上の使用者が価格を重要視している<sup>236</sup>中、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で分析したとおり、当該輸入貨物は本邦産同種の貨物を下回る価格で販売されており、実際に、本邦生産者が提出した証拠から、【価格が変動した理由】事実が認められた<sup>237</sup>。

(212) かかる状況を踏まえれば、本邦産同種の貨物の販売価格が上昇したことにより、安価な当該輸入貨物の輸入量が急激に増加し、本邦産同種の貨物の国内販売量が減少した。このため、

<sup>235</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-4）

<sup>236</sup> 産業上の使用者質問状回答書（様式 C-3-1）

<sup>237</sup> 本邦生産者追加質問状回答書（ベンカン機工）（調査項目 J-6（F-2-2 関係）及び添付資料 J-7（F-2-3 関係））、本邦生産者現地調査報告書（ベンカン機工）2.(5)及び本邦生産者現地調査資料（ベンカン機工）(19)

産業上の使用者において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の販売価格を引き下げたところ、当該輸入貨物の価格が低下し、本邦産同種の貨物の販売価格が更に引き下げられた結果、本邦の産業の売上高が大きく低下し、製造原価の上昇分を十分に販売価格に転嫁できず、利潤の大幅な低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと判断するものである。

(213) したがって、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

## 4 因果関係

### 4-1 当該輸入貨物の輸入による影響

(214) 上記「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売された貨物の輸入の事実が認められ、また、上記「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」で述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

### 4-2 当該輸入貨物以外による影響

(215) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績及び生産性、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析<sup>238</sup>した。

#### 4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格

(216) 「**表 27 当該輸入貨物の輸入量**」のとおり、総輸入量は、平成 26 年に平成 25 年と比べて 8.9%増と大きく増加し、その後、増減はあるものの、調査対象期間を通じて増加した。第三国産同種の貨物の輸入量が総輸入量に占める割合は、平成 25 年に 78.2%であったものが、平成 26 年は当該輸入貨物の輸入が著しく増加したことによりその割合を 70.4%まで下げ、絶対量においても 2.1%減となった。平成 27 年は、当該輸入貨物の輸入が平成 26 年と比べて 25.9%減となり、第三国産同種の貨物の輸入が平成 26 年と比べて 7.8%増となったため、第三国産同種の貨物の輸入が総輸入量に占める割合は 77.6%にまで増加し、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月は絶対量は平成 27 年より増加したものの、割合はほぼ横ばいとなった。

表 27 当該輸入貨物の輸入量（再掲）

		年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
当該輸入貨物の 輸入量（合計）	輸入量（MT）		2,516	3,731	2,764	2,817
	対総輸入量		21.8%	29.6%	22.4%	22.5%
韓国	輸入量（MT）		1,790	2,659	1,890	1,996
	対総輸入量		15.5%	21.1%	15.4%	15.9%
中国	輸入量（MT）		726	1,072	873	821
	対総輸入量		6.3%	8.5%	7.1%	6.5%
第三国からの輸入量	輸入量（MT）		9,045	8,854	9,549	9,726
	対総輸入量		78.2%	70.4%	77.6%	77.5%
総輸入量（MT）			11,562	12,585	12,313	12,544

<sup>238</sup> 協定 3.5

(出所) 財務省貿易統計

(217) 第三国産同種の貨物の市場占拠率は、「表 30 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移」のとおり、平成 26 年に当該輸入貨物の占拠率の増加を受けて減少したものの、平成 27 年以降は緩やかに増加した。

表 30 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移(再掲)

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
当該輸入貨物の占拠率 (%)	【100】	【145】	【108】	【114】
本邦産同種の貨物の占拠率 (%)	【100】	【91】	【93】	【85】
第三国産同種の貨物の占拠率 (%)	【100】	【96】	【104】	【109】
需要量 (MT)	【100】	【102】	【102】	【98】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(古林工業)(様式 J-2-1(様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東北パイプターニング工業)(様式 J-5-1(様式 B-1 関係))

(注 1) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 2) 当該輸入貨物の占拠率 (%) = 当該輸入貨物の輸入量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 3) 本邦産同種の貨物の占拠率 (%) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 4) 第三国産同種の貨物の占拠率 (%) = 当該輸入貨物の供給国以外からの輸入量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 5) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

(218) 第三国産同種の貨物の全ての品種にかかる国内販売価格について見ると、当該輸入貨物と、第三国産同種の貨物の本邦における販売価格(年別加重平均価格)<sup>239</sup>は「表 46-1 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、工場渡し<sup>240</sup>)」のとおり、平成 26 年はともに前年より販売価格が上昇したものの、当該輸入貨物の販売価格がなお安価であった。平成 27 年は第三国産同種の貨物の販売価格がやや低下した一方、当該輸入貨物の販売価格<sup>241</sup>が上昇したことから、第三国産同種の貨物の販売価格が当該輸入貨物の販売価格を下回った。しかし、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月には、第三国産同種の貨物の販売価格がほぼ横ばいであった一方、当該輸入貨物の販売価格が著しく低下した結果、再び第三国産同種の貨物の販売価格が当該輸入貨物の販売価格を上回っていた。すなわち、調査対象期間を通してみると、基本的に第三国産同種の貨物の販売価格が、当該輸入貨物の販売価格を上回っていた。

<sup>239</sup> 非関連企業間の取引に限る。販売価格から運賃、保険料及び配送に応じた梱包費を差し引いた価格を使用した。

<sup>240</sup> 「工場渡し」とは、販売者の工場(又は倉庫等)で貨物を受け渡し、受渡し後の運賃等は購入者が負担する場合をいう。

<sup>241</sup> 中国産輸入貨物の販売価格に関する情報が得られなかったことから、当該輸入貨物については輸入価格を対象とした。

表 46-1 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し）

年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
本邦産同種の貨物の販売価格 (円/kg)	【100】	【123】	【119】	【106】
当該輸入貨物の販売価格 (円/kg)	【100】	【111】	【115】	【97】
	337	374	388	325
第三国産同種の貨物の販売価格 (円/kg)	【100】	【107】	【105】	【105】
第三国産同種の貨物と当該輸入貨物 との価格比 (%)	【100-115】	【95-110】	【90-105】	【110-125】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者追加質問状回答書（ベンカン機工）（様式 J-1-2（様式 B-1 関係）及び様式 K-1）、本邦生産者現地調査提出資料(13)、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書（日本バンド）（様式 J-2-2（様式 B-1 関係）及び様式 K-1）、本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 G-1）、本邦生産者追加質問状回答書（古林工業）（様式 J-2-2（様式 B-1 関係））、本邦生産者当初質問状回答書（東北パイプターン工業）（添付資料 G-1）及び本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-5-2（様式 B-1 関係））

(注 1) 第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比 (%) = 第三国産同種の貨物 (円/kg) / 当該輸入貨物 (円/kg) × 100

(注 2) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

(219) また、同一品種における国内販売価格について、当該輸入貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の全てを輸入又は購入し、本邦において販売していた輸入者が、【価格の決定方法】旨回答<sup>242</sup>していた。これを踏まえ、同者における当該輸入貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の販売価格<sup>243</sup>において、同一品種<sup>244</sup>について比較可能であった平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月の販売価格を比較したところ、第三国産同種の貨物の販売価格は、当該輸入貨物の販売価格を上回っており、また、本邦産同種の貨物の販売価格とおおむね同等であった。

さらに、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」の(184)と同様に、同一品種について比較可能であった【数値】品種<sup>245</sup>における平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月の当該輸入貨物<sup>246</sup>、第三国産同種の貨物<sup>247</sup>及び本邦産同種の貨物の販売価格<sup>248</sup>を、上記「表 46-1 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し）」と同一の取引段階で比較した。その結果、「表 46-2 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格（品種別、工場渡し）」のとおり、第三国産同種の貨物の販売価格は、比較した【数値】品種全てにおいて当該輸入貨物の販売価格を上回っており、また、本邦産同種の産品価格とおおむね同等であることが認められた。

<sup>242</sup> 輸入者当初質問状回答書（調査項目 C-8）及び輸入者追加質問状不備改め版回答書（メタルワン鋼管）（調査項目 J-3）

<sup>243</sup> 輸入者当初質問状回答書（様式 C-11）

<sup>244</sup> 90 度エルボ・ショート、メッキ無し、一般配管用、径の呼びが 400A(16)のもの。

<sup>245</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）及び輸入者当初質問状回答書（様式 C-11）から、90 度エルボ・ショート及び 45 度エルボ・ショートは、本邦市場において代表的な品種であったことを確認した。

<sup>246</sup> 供給者当初質問状回答書（様式 B）及び本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-6（様式 D-2・D-3 関係））

<sup>247</sup> 供給者当初質問状回答書（様式 B）及び輸入者当初質問状回答書（様式 C-11）から、輸入者における第三国産同種の貨物の国内販売価格について、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物と同一の取引段階となるよう、推計した口銭・運賃等を差し引いて比較した。

<sup>248</sup> 本邦生産者追加質問状回答書（様式 K-1）

表 46-2 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格（品種別、工場渡し）

形状	メッキの有無	用途	径の呼び	本邦産同種の貨物 (円/kg)	第三国産同種の貨物 (円/kg)	当該輸入貨物 (円/kg)
90度エルボ・ショート	無	一般配管用	350A(14)	【100】	【105】	【72】
90度エルボ・ショート	無	一般配管用	400A(16)	【100】	【93】	【65】
45度エルボ・ショート	無	一般配管用	350A(14)	【100】	【72】	【61】
45度エルボ・ショート	無	高温配管用	350A(14)	【100】	【91】	【57】

（出所）本邦生産者追加質問状回答書（様式 K-1）、輸入者当初質問状回答書（様式 C-11）、供給者当初質問状回答書（様式 B）及び本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-6（様式 D-2・D-3 関係））

（注 1）各欄の【 】は、本邦産同種の貨物の販売価格を 100 とする指数である。

#### 4-2-2 第三国からの輸入の量及び価格についての検討

(220) 本邦における炭素鋼製突合せ溶接式継手市場においては、上記「3-5-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」で述べたとおり、調査対象期間を通して需要に大きな変動がない中、【価格が変動した理由】平成 26 年に本邦産同種の貨物の販売価格が上昇したところ、安価な当該輸入貨物の輸入が急増し、本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率が急減した。第三国産同種の貨物の輸入についても同様に、「表 47 第三国産同種の貨物の輸入量」及び「表 30 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」のとおり、平成 26 年に販売価格が上昇したところ、輸入量及び市場占拠率が減少し、当該輸入貨物に市場を奪われた。

安価な当該輸入貨物の輸入急増を受け、平成 27 年には本邦産同種の貨物の販売価格が引き下げられ、「表 46-1 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し）」のとおり、第三国産同種の貨物の販売価格も低下した。また、本邦産同種の貨物及び第三国産同種の貨物が市場占拠率が回復する一方で、当該輸入貨物の市場占拠率は低下した。

平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月に、当該輸入貨物の価格は著しく低下し、本邦産同種の貨物の価格は平成 26 年から平成 27 年の引き下げに比べて更に著しく引き下げられた。一方で第三国産同種の貨物の価格は平成 27 年と同額で推移した。当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量は増加したが、本邦産同種の貨物の販売量は低下した。

上記「3-5-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」で述べたとおり、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月に本邦の産業の売上高は大きく減少し、営業利益はマイナスに転じた。平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月に本邦産同種の貨物の販売価格及び販売数量はいずれも減少したが、仮に、販売価格の引き下げがなければ、販売数量が減少しても、売上高は平成 25 年と概ね同程度を維持し、営業利益が赤字に転じることはなかったことが認められた<sup>249</sup>。平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月に本邦産同種の貨物の価格を引き

<sup>249</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-2-2）、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書（日本ベンド）（様式 G-2-2）、本邦生産者追加質問状回答書（古林工業）（様式 J-2-1（様式 B-1 関係））、本邦生産者追加質問状不備改め版回答書（古林工業）（様式 J-7-1（様式 G-2-2 関係））及び本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-5-1（様式 B-1 関係））及び様式 J-10（様式 G-2-2 関係）

下げたのは、当該輸入貨物の販売価格の低下であり、上記「3-6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」に述べたとおり、本邦の産業は、【当該輸入貨物の価格が本邦産同種の貨物の価格に与えた影響】事実が認められた<sup>250</sup>。

(221) 第三国産同種の貨物について、輸入の国別の内訳を確認したところ、「表 47 第三国産同種の貨物の輸入量」のとおり、主な輸入先国はタイ及びベトナムで、両国からの輸入が第三国産同種の貨物の輸入量全体の 95～98%とほぼ全てを占めており、その他の国からの輸入量は第三国からの輸入量全体のうち 3%程度に過ぎなかった。また、タイ及びベトナムからの輸入は、本邦生産者等による現地関連会社からの輸入であった<sup>251</sup>。

表 47 第三国産同種の貨物の輸入量

		年	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
第三国からの 輸入量 (合計)	輸入量 (MT)		【100】	【98】	【106】	【108】
			9,045	8,854	9,549	9,726
タイ	輸入量 (MT)		7,121	7,787	7,950	8,320
	対第三国からの輸入 量 (%)		78.7%	87.9%	83.2%	85.5%
ベトナム	輸入量 (MT)		1,448	763	1,429	1,108
	対第三国からの輸入 量 (%)		16.0%	8.6%	15.0%	11.4%
その他	輸入量 (MT)		477	304	171	298
	対第三国からの輸入 量 (%)		5.3%	3.4%	1.8%	3.1%

(出所) 財務省貿易統計

(222) タイ及びベトナム両国から第三国産同種の貨物を輸入していた本邦生産者は、原産国の違いによる国内販売価格の決定方法及び在庫管理方法について【相違の有無】旨<sup>252</sup>回答しており、調査当局は現地調査において、当該本邦生産者が受注情報を基に販売計画を作成し、当該販売計画を基に生産計画を作成して、コスト、品質及びそれぞれの工場のキャパシティを勘案して国内工場とタイ及びベトナムの関連会社とに生産を割り振っていた事実を確認した<sup>253</sup>。

第三国産同種の貨物の販売価格に関しては、第三国産同種の貨物を関連会社で生産し、輸入及び販売していた本邦生産者 2 者<sup>254</sup>から、いずれも価格表においても営業の際にも原産国

<sup>250</sup> 本邦生産者追加質問状回答書（ベンカン機工）（(調査項目 J-6 (F-2-2 関係) 及び添付資料 J-7(F-2-3 関係)）、本邦生産者現地調査報告書（ベンカン機工） 2.(5)及び本邦生産者現地調査資料（ベンカン機工）(19)。なお、第三国産同種の貨物の販売価格の低下による【本邦産同種の貨物の価格に与えた影響】についての証拠は認められていない。

<sup>251</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（様式 A-9-2、様式 B-1）及び申請書（別紙（非共有）5）から、本邦生産者を含む本邦の事業者が輸入した第三国産同種の貨物の輸入量の計が、貿易統計上のタイ及びベトナムからの輸入量の計と【比率についての記載】一致した。また、本邦生産者が輸入した第三国産同種の貨物の輸入量と、本邦産同種の貨物の国内販売量を合計した本邦生産者及びその関連会社による市場占拠率は【数値】%と、過半を占めていたことを確認した。

<sup>252</sup> 本邦生産者追加質問状不備改め版回答書（ベンカン機工）(J-1-1 (様式 B-1 関係) (3))

<sup>253</sup> 本邦生産者現地調査結果報告書（ベンカン機工）(2.(2)(ア)及び(イ))

<sup>254</sup> ベンカン機工及び古林工業

の違いに応じて値付けを行っていない旨の証拠の提出<sup>255</sup>があった。本邦生産者以外で第三国産同種の貨物を関連会社で生産し、輸入及び販売していた事業者<sup>256</sup>からは、当該第三国産同種の貨物について本邦産同種の貨物の国内販売価格に悪影響を及ぼさない価格で販売している旨の証拠が提出された<sup>257</sup>。

実際、調査当局において、第三国産同種の貨物を輸入及び販売していた本邦生産者 2 者が本邦生産者質問状回答において提出した価格表<sup>258</sup>を確認したところ、原産国の違いによる設定価格の相違はなかった。また、本邦生産者以外で第三国産同種の貨物を現地関連会社において生産し、輸入販売していた事業者についても、平成 22 年 10 月以降適用されていた同一品種の販売価格表（平成 29 年 5 月現在時点）において、同者と本邦生産者 1 者の製品が同一の販売価格で表示<sup>259</sup>されており、調査対象期間後における最新の販売価格表においても、同者の販売価格表<sup>260</sup>と本邦生産者 2 者の販売価格表<sup>261</sup>に記載された主な品種<sup>262</sup>の販売価格は同一に合わせられており、例えば、本邦生産者 1 者の販売価格改訂の 1 ヶ月後に、同者の販売価格が本邦生産者と同一の販売価格に改訂されていたことを確認した<sup>263</sup>。

また、上記(219)後段で述べた同一品種について比較可能であった【数値】品種における平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月の第三国産同種の貨物と本邦産同種の貨物の国内販売価格<sup>264</sup>について、その価格比はほとんどが 90%～105%と、第三国産同種の貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格とおおむね同等であり、品種によっては本邦産同種の貨物の販売価格を超える場合も確認された。よって、同一品種について当該輸入貨物の販売価格と本邦産同種の貨物の販売価格との間に認められたような著しいプライスアンダーカッティングは認められなかった。

以上から、第三国産同種の貨物は、本邦生産者が現地関連子会社で生産し、輸入及び販売したものは同一品種において本邦産同種の貨物と差異なく値付けされ、また、本邦生産者以外の者が輸入及び販売したものは、同一品種において本邦産同種の貨物とおおむね同等の価格に合わせて販売されていたと認められ、本邦の産業の損害を直接引き起こした本邦産同種の貨物の販売価格の引き下げの要因となるものではなかったことが認められた。

(223) なお、タイ及びベトナム以外の国からの輸入については、「表 47 第三国産同種の貨物の輸入量」のとおり、調査対象期間を通じて第三国からの輸入量全体のうち 3%程度と極めて低水準で推移しており、かつ、「表 48 第三国からの輸入単価（千円/kg）」のとおり、輸入額

<sup>255</sup> 申請書（5-2-5-2）及び本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 A-6-3-②）

<sup>256</sup> 淡路マテリア株式会社

<sup>257</sup> 申請書（5-2-5-2）。当該事業者が輸入した第三国産同種の貨物の国内販売価格は、本邦生産者が輸入した第三国産同種の貨物の国内販売価格を【価格の推移の内容】推移していた。

<sup>258</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 A-6-3-②）

<sup>259</sup> エスエスユニオン株式会社 Web サイト（[http://www.ssunion.com/pricelist\\_B.html](http://www.ssunion.com/pricelist_B.html)）

<sup>260</sup> 淡路マテリア株式会社 溶接式鋼管継手価格表（2017 年度版）（平成 29 年 2 月制定）（<http://www.awaji-m.jp/pipe-fitting/products.html>）

<sup>261</sup> ベンカン機工配管用鋼製溶接式継手価格表（2017 年度版）（平成 29 年 1 月制定）

（<http://benkankikoh.com/weldfit/w-catalogue/price.html>）及び古林工業価格表（平成 29 年 2 月制定）（本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 A-6-3-②）

<sup>262</sup> 45 度エルボ・ロング・FSGP（黒）、45 度エルボ・ロング・FSGP（白）、45 度エルボ・ショート・FSGP（白）、45 度エルボ・ショート・FSGP（黒）、90 度エルボ・ロング・FSGP（白）、90 度エルボ・ロング・FSGP（白）、90 度エルボ・ショート・FSGP（黒）、90 度エルボ・ショート・FSGP（白）、180 度エルボ・ロング・FSGP（黒）、180 度エルボ・ショート・FSGP（黒）

<sup>263</sup> ベンカン機工配管用鋼製溶接式継手価格表（2017 年度版）（平成 29 年 1 月制定）

（<http://benkankikoh.com/weldfit/w-catalogue/price.html>）及び淡路マテリア株式会社 溶接式鋼管継手価格表（2017 年度版）（平成 29 年 2 月制定）（<http://www.awaji-m.jp/pipe-fitting/products.html>）

<sup>264</sup> 本邦生産者追加質問状回答書（様式 K-1）及び輸入者当初質問状回答書（様式 C-11）

を輸入量で除した単価が極めて高価格であり、当該輸入貨物及び本邦生産者が輸入した第三国産同種の貨物の国内販売価格を大きく上回っていたことを確認した。したがって、タイ及びベトナム以外の国から輸入された第三国産同種の貨物についても本邦の産業に損害を与えるものではなかったと認められた。

**表 48 第三国からの輸入単価（千円/kg）**

		年			
		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
タイ・ベトナム 以外	輸入単価（千円/kg）	【100】	【134】	【126】	【93】
		1,398	1,879	1,768	1,303

（出所）財務省貿易統計

#### 4-2-2-1 第三国からの輸入の量及び価格に係る結論

(224) 以上のとおり、総輸入量に占める第三国からの輸入量の割合は当該輸入貨物に比べて大きく、その絶対量は増加傾向にあったものの、第三国産同種の貨物の販売価格は、調査対象期間を通じて基本的に当該輸入貨物の販売価格を上回り、第三国産同種の貨物と本邦産同種の貨物の価格は同一品種においておおむね同等であった。したがって、第三国産同種の貨物も含め、原産国の異なる炭素鋼製突合せ溶接式継手の間に高い代替性が存在<sup>265</sup>し、産業上の使用者において価格が重視<sup>266</sup>される中、本邦の産業における損害は、安価な当該輸入貨物の急増と当該輸入貨物の販売価格の低下とによってもたされたものであり、第三国産同種の貨物の輸入によるものであるとは認められなかった。

#### 4-2-3 需要の減少又は消費態様の変化

##### 4-2-3-1 需要の変化

(225) 本邦における炭素鋼製突合せ溶接式継手の需要量は、「表 49 需要量の変化」のとおり、調査対象期間を通じてほぼ横ばいで大きな変化はなかった。

**表 49 需要量の変化**

		年			
		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	27.10~28.09 (2015.10~2016.09)
需要量（MT）		【100】	【102】	【102】	【98】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（古林工業）（様式 J-2-1（様式 B-1 関係））及び本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプターン工業）（様式 J-5-1（様式 B-1 関係））

（注 1）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

<sup>265</sup> 原産国間の代替性について、第三国産同種の貨物、本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物との間で比較しても、上記「表 28 原産国間の代替性（本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者合計）」のとおり、「わからない」との回答を除けば、全ての者が「代替可能性あり」又は「条件付きで代替可能」と回答していた。

<sup>266</sup> 産業上の使用者質問状回答書（様式 C-3-1）

#### 4-2-3-2 消費態様の变化

(226) 調査対象期間における消費態様の变化については、産業上の使用者の質問状回答書から、「購入に係る変動の有無」<sup>267</sup>、「購入パターンの変更の有無」<sup>268</sup>及び「需要動向への変化の有無」<sup>269</sup>にかかる回答を確認した。

(ア) 「購入に係る変動の有無」については、回答内容が確認できる2者のうち1者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額に係る大幅な変動の有無に関して「変動有り」と回答しており、当該1者から、同社の製品は大半が受注生産のため、プロジェクトの種類や数量により購入量及び購入金額が変動する旨の回答<sup>270</sup>があったが、同者の購入量<sup>271</sup>が本邦における需要量に占める割合は調査対象期間を通じて【数値】%程度と僅少であり、消費態様の变化を示すものとは認められなかった。

(イ) 「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる2者のうち1者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻度等）の変更の有無に関して「変更有り」と回答しており、当該1者から、プロジェクト毎もしくは期間毎に複数社に見積照会して最善の仕入先を選定しており、様々な購入パターンが存在する旨の回答<sup>272</sup>があったが、当該回答は通常の商取引の形態を説明するものに過ぎず、消費態様の变化を示すものとは認められなかった。

(ウ) 「需要動向への変化の有無」については、回答内容が確認できる2者のうち、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が調査対象貨物、第三国産同種の貨物又は本邦産同種の貨物の需給動向に関して「変化有り」と回答した者はなかった。

(227) 以上のほか、産業上の使用者の質問状回答書から消費態様の变化を示す回答は確認されなかった。したがって、調査対象期間中に本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の变化は認められなかった。

#### 4-2-3-3 需要の減少又は消費態様の变化の結論

(228) 以上のとおり、需要の減少はなく、また、消費態様の变化も認められなかったため、これらは本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

#### 4-2-4 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行、並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

(229) 調査対象期間における炭素鋼製突合せ溶接式継手の取引において、外国の生産者及び本邦

<sup>267</sup> 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-6）

<sup>268</sup> 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-8）

<sup>269</sup> 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2）

<sup>270</sup> 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-7）

<sup>271</sup> 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-1）

<sup>272</sup> 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-9）

の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の質問状回答書<sup>273</sup>から、回答内容が確認できる9者のうち「阻害有り」と回答したのは1者のみであった。

当該1者からは【商慣習の内容】旨の回答があったところ、これは通常の商取引における価格交渉の状況を述べたに過ぎないと認められる一方、「**3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格における影響**」で述べたとおり、本邦産同種の貨物の価格は【価格が変動した理由】<sup>274</sup>ため、平成26年に平成25年と比べて上昇したものの、平成27年以降は【価格が変動した理由】<sup>275</sup>ことから下落していたこと、及び、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の質問状回答書における「市場価格、需要、供給の動向」<sup>276</sup>に対する回答において、同者を含む全ての回答者から、国内における供給が過剰気味であった回答はあったものの、供給に阻害があったという回答はなかったことから、上記1者からの回答内容について、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争を阻害する、本邦の生産者の制限的な商慣行とは認められなかった。

#### 4-2-5 技術の進歩

(230) 本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に、炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存の炭素鋼製突合せ溶接式継手の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答はなく<sup>277</sup>、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩は認められなかった。

#### 4-2-6 本邦の産業の輸出実績

(231) 本邦生産者の当初質問状回答書において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」の経済的要因に係る分析を行っており、また、本邦生産者の供給量<sup>278</sup>に占める輸出量の割合は、調査対象期間中一貫して2.8%以下と小さく、ほぼ横ばいであったことを確認した<sup>279</sup>。したがって、輸出実績は、上記の経済的要因に係る分析結果に影響を及ぼすものではなく、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

#### 4-2-7 本邦の産業の生産性

(232) 本邦の産業の物的生産性及び価値生産性は、上記「**3-5-2-7 生産性**」のとおり、調査対象期間中での変動が認められたが、これは、同項で分析したとおり、本邦の産業の平

<sup>273</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-4）、輸入者当初質問状回答書（調査項目 E-4）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-4）

<sup>274</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（ベンカン機工）（調査項目 F-1-2 及び添付資料 G-2-5-2）及び本邦生産者追加質問状回答書（古林工業）（調査項目 J-6 及び添付資料 J-6-1-①）

<sup>275</sup> 本邦生産者追加質問状回答書（ベンカン機工）（調査項目 J-6(F-2-2 関係)及び（添付資料 J-7(F-2-3 関係)）

<sup>276</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-11）、輸入者当初質問状回答書（調査項目 A-7）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-5）

<sup>277</sup> 供給者当初質問状回答書（調査項目 A-9-6 及び A-9-7）及び本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 B-3）

<sup>278</sup> 本邦生産者の供給量は、本邦産同種の貨物の国内販売量、自家消費量、期末在庫量及び輸入量の合計。

<sup>279</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（古林工業）（様式 J-2-1（様式 B-1 関係））及び本邦生産者追加質問状回答書（東北パイプター工業）（様式 J-5-1（様式 B-1 関係））

均雇用人数がやや増加する中、本邦産同種の貨物の生産量及び売上高が減少傾向にあったことに起因するものであり、その他の要因による本邦の産業の生産性の変動が、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

#### **4－3 因果関係に関する結論**

(233) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

#### **5 結論**

(234) 以上のとおり、不当廉売された炭素鋼製突合せ溶接式継手の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実が認められた。